

松本市子どもの権利擁護委員

こころの鈴 活動報告書 2017



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

松本市では、平成 25 年 4 月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文より】

はじめに

「子どもの権利相談室 こころの鈴」が開設から6年目を迎えました。ここに平成29年度の活動を報告させていただきます。

各関係機関の皆様におかれましては、子どもの権利へのご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成29年度は子どもの権利擁護委員が1名増員になり、条例で定められている定数3名の態勢となりました。新しくご参加をいただいた石曾根正勇先生は、学校現場に長い間おられ、発達障害や不登校への対応に深いご理解がある方です。昨年度は学校や教職員の対応についての相談が多く寄せられましたので、先生の専門性を大いに生かすことができました。

ここ3年は年間400件弱の相談が寄せられ、増加傾向にあります。私たちは常に、その子どもにとってどうすることが最も良い解決かを考え、調整活動をしてきました。

市教育委員会や学校の先生方ともこのような観点で話し合いをし、一定の共通認識を持つことができたケースもありました。

子どもの意見を聞くとか、子どもに寄り添うなどの言葉が良く聞かれますが、子どもを前にして、大人の思いから一歩引いて対処することは難しいものです。

要はその子にとって何が最も求められているかを、心を空にして考えることでしょうか。既存の価値観にとらわれず、柔軟に考えていくことが必要だと思います。

こころの鈴は、常にそのような観点からケースを検討しています。

私たち大人は、すべての子どもが安心して自分らしく主体的に生きられることを実現するためにどう行動すべきか考え、子どもの権利侵害がない社会を目指していきましょう。

松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

も く じ

はじめに

I	松本市子どもの権利擁護委員よりメッセージ……………	1
II	松本市子どもの権利擁護委員制度について……………	6
III	相談状況、調整活動について……………	9
IV	申立て・自己発意について……………	20
	参考資料：平成27年度、28年度、29年度 相談実績（延件数・実件数）	
V	広報・啓発活動……………	25
	参考資料：こころの鈴通信 第7号～第9号	
VI	研修・会議……………	37
VII	松本市子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員よりメッセージ……………	40

参考資料 松本市子どもの権利に関する条例
 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
 平成29年度 名簿／事務局

I 子どもの権利擁護委員より メッセージ

『開設6年目を迎えて』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

こころの鈴も6年目を迎え、相談件数も調整件数も増えています。しかし子どもたちへの周知率は15.7%しかありません（検証：松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告）。広報に一層努めると共に、関係機関とのネットワーク作りなど本来の業務を丁寧にしていきたいと思います。

今年度の特徴は、教職員や学校の対応についての相談が多かったことです。

いわく、教員の厳しい指導に子どもが緊張している、理不尽なルールを作りペナルティを科す、発達に課題があり交友関係が不安定なのに配慮がない、などなど。保護者の過剰な反応と思われる相談もないわけではありませんが、そうとばかりは言えない教員の側に問題のある相談が増えました。

熱心で、指導に一目置かれている先生が、一部の子どもには怖く、差別的に感じられ、他の子どもが理不尽な扱いを受けることが（自身が責められているわけでないのに）子どもに心に傷を与えている相談もありました。

学校で、校長先生方と話をすると、先生の指導の行き過ぎは校長先生方も理解し、注意もしておられるようですが、真の反省・改善につながらないようです。第三者の目が入る必要性がここにあります。

指導という名目で反省文をひたすら書かせたり、壁に向かって立たせたり、床に座らせたりなどの一方的な押しつけは、子どもの成長発達に有害です。私たちの活動は当の先生にとって不愉快かもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

赤羽郁夫教育長が松本市校長会で配布された「あしたはね」という連載の「子どもの権利をめぐって・・・」と題された書面に、「私たちは、子どもとのかかわりを生業としている。時として、強者の論理が台頭してくることがある。そんな時、自分の子ども時代を思い返したい。・・・子どもの権利については、大人が試されていることだけはまちがいない。」との記載がありました。

教育という作業には、先生自身がそれぞれの子ども時代を思い返し、その時の自分の気持ちを振り返り、今行っている指導が子どもにどう捉えられているか、受け容れられているかを考える必要があるように思います。

子どもの権利擁護委員は、昨年3月にスポーツ協会に大会運営を子どもの気持ちに配慮し透明性をもって行うよう意見書を出しました（2016年活動報告書 20頁）。スポーツの世界でも選手の立場に立った大会運営をすべきことは同じです。最近スポーツの世界で、指導の名目による選手に対する人権侵害がマスコミを賑わせていますが、第三者の目が入ることの必要性はこの世界でも明らかです。

子どもの権利条例第4条第1項第1号は「かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援される」権利を保障しています。この条文の重みを全ての子どもに関わる大人に感じて欲しいと思います。

子どもの相談・救済の公的第三者機関の必要性・有用性は、厚生労働省も認め、福祉分野について都道府県等に設置する構想を表明しています。

松本市のこころの鈴の活動は今後益々重要になっていくと思いますので、ご支援の程よろしくお願ひします。

『信じようこどもの力』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

2017年12月に茅野で開催された「子どもの権利フォーラム in 信州」に参加しました。子どもたちの主体的な運営はこの催しを輝かせていましたし、松本市の子どもたちの発表のすばらしさに目を見張りました。多くのことを学ばせていただきましたが、印象深かった経験があります。1日目に子どもたちの議論の時間がありました。「どんな権利があったらいいか」がテーマです。子どもたちはそれぞれ持ちたい権利を出しました。「おやつがいつでも食べられる権利」とか、「宿題なくていい権利」とか。一通り出たところで、司会の大学生が、「神様がひとつだけ叶えられると言っているんだけどどうしようか」と投げかけました。そこからそれぞれの主張が始まります。なかなか折り合いはつきません。大学生は、「へ〜」とか「それで〜」と子どもの間を行ったりきたりするだけです。「なんでも叶う権利」にまとまりかけたときだけは、「それは神様がナシだって」と却下されましたが、ずっと子どもたちは自分がほしい権利を主張しあいます。長いのです。聞いていた私は飽きてきました。「ずっとこれが続くのかな？そろそろ皆の幸せにかなう権利の方向に収束できるように司会のお兄さんもヒントでも出してあげたらいいのに」などと勝手なことを思っていました。ところが、「そうだとさー。こういう人が困るんじゃない？」とか、「こんな風に考えてみたらいいんじゃない？」などと議論が急に深まりはじめ、皆が納得する形への歩み寄りが始まったのです。最後に出た答えは（残念ながら忘れてしまった）、私が「これを選べばいいのに」と思ったものではなく、議論したからこそ出た答えでした。ここで私が感じたことが3つありました。「口出しせず『待つ』ことに意味がある」、「大人が答えを知っているのではない」「はじめに自分の主張を十分したから、他の人の意見も聞いて話し合えるんだ」です。「こころの鈴」の相談員の方が面談や電話でとられている姿勢はこれなのか！と腑に落ちて、私には子どもの権利擁護の際の大切な姿勢として心に残りました。改めて確認すると、このフォーラムのテーマは、「信じよう！子どもの力、大人の心」でした。

<関係づくりと相互主体性の発展>

最近、スポーツにおける指導者の権威や指示が選手に与える影響の大きさと、個人の権利の侵害の関係が様々な形で報道されるようになりました。自己の進む道や能力の獲得に大きな力を持った人の態度や言葉は、当事者が考える以上に、人の存在認識やあり様を揺さぶるものだと感じます。私自身が医療や教育に携わる中で、何もしなくても強い「立場」からものを言っていることを十分自覚していないといけないと思います。自分の役割認識もあるので、「いやな気持ちになるかもしれないけれど、(この人のために)これを言わなくては」という思いもあり、つい言葉が上から目線になることも多く、葛藤も反省もしきりの毎日です。実は「この人のために」はよく吟味する必要があります。

2017年度の「こころの鈴」への相談内容を分析していくと、大人が持っている「役割」「責任」「立場」「権威」や、逆に「子どもの受け止めへの不安定さ」が子どもたちの心に影響を与えている事例が多かったと考えます。大人は子どものためにと行動し言葉を使うのですが、子どもにわかってほしい核心部に届くその手前で、この態度や言葉のために、子どもの心にバリアを張らせてしま

うことがあるのではないかと考えます。「こころの鈴」の相談からは、そのバリアはこんな子どもたちの声のように思われました。「そんな言葉でないと、私に伝わらないと思っているの?」「そんな言葉で表すように私をみているの?」「私の気持ちをわかってくれようとしている?」、「私にも意見や意見や理由があることを受け止めてくれる?認めてくれる?」、「私を大事に思ってくれている?」「もやもやするけど、うまく言えないし、そもそも聞いてくれる?」「失敗したり、できないと言ったら私はだめな子ども?」「私が気持ちをぶついたら揺らいでしまうの?」。これらは実際には声にすることが難しく、疑問や不安のような「感覚」であるように思います。それも大人と子ども（私）との相互関係の中に生じる複雑な感覚だと思えます。同じ言葉を使っても、「私を信じてくれている」「私を励ましてくれている」「私はそれに答えたい」と子どもにまっすぐ届くこともあれば、モヤモヤバリアができてしまう子どももいるからです。子どもは心にバリアができて、大人の「正しさ」「権威」「役割」「立場」を認識していますので、それに従って行動を変えるかもしれません。「はい」と元気に返事をするかもしれません。行動できれば認められて、自己効力感があがるかもしれませんし、あるいは、その気にならず行動変容がおこらず、さらに大人に追求されることになるかもしれません。ときには、大人の不安定さに反応した不安行動が出るかもしれません。でも「受け止めてくれるのか不安なんだ」とは言えません。いずれにしても、子どものモヤモヤバリアがあるときに子どもの行動を変化させたのは、納得ではなく立場の違いの力によるものだったのかもしれないと思うのです。「パターンリズム」のことを述べようとしているのではありませんが、この問題は関係づくりに根ざした事柄ではあると思えます。

鯨岡は、乳幼児を中心にして「育つー育てる」関係から関係性発達論を構築し「相互主体性」という概念を説明しています。大倉（2011）の解説によると、「相互主体性とは、間主観的に分かるうが分かるまいが、一個の独自の思いをもった主体として、あなたの気持ちを尊重するという、人間関係のあり方である。」、「(略) お互いが独自の思いをもつ人間どうしである以上その中でもわからない部分がでてくる。そのわからない部分も含めてあなたと一緒にいるよというスタンス (略)」と述べています。子ども個々の気持ちがすっかり理解でき、子どもにぴったり寄り添えるといった神技は誰にもできません。しかし、大人も子どもも一個の主体としての関係をもとうとすると、「一人の子どもがひとりとしての思いを持っている」ことを意識し、気持ちを向けることが大切なのかと思います。その姿は子どもにとっても、ひとりの個を尊重する他者との関係をつくる上でのモデルになり、他者の主体も大切にすることにつながると思います。子どもの権利を、大人と子ども、子ども同士、他者同士の相互主体性を尊重する関係づくりができる権利ととらえるならば、この視点においては、大人は教える立場ではなく、子どもとともに学び合い成長する立場なのだと、また自分の日常を戒めながら思う次第です。

『主体的に成長していく子どもを願って』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

子どもの権利擁護委員の仕事をさせていただいて1年がたちました。

「子どもの権利」については、平成25年に「松本市子どもの権利に関する条例」ができたときに条文を読んだことはありましたが、その後、条文自体を目にすることはありませんでした。この仕事をさせていただくにあたって、改めて「松本市子どもの権利に関する条例」を読んでみました。「子どもの権利」についてとてもすっきりと定められています。

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
 - (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
 - (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
 - (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

【「松本市子どもの権利に関する条例」より】

「子どもの権利」という言葉からは、なんとなくわがままを助長するような印象を持ってしまいがちですが、この条例からはそんなことは微塵も感じられません。もっと大勢の方々に知っていただきたい内容だと思います。

擁護委員会議では、相談のあった事例について、どうすることが子どもにとって最善の利益になるのかを話し合います。初め、私は、「今の事態を放っておいてはいけない。そのためにどうすればよいか」と、早く解決する方法を考えていました。しかし、大切にしなければならないのは、「子どもはどうしたいと考えているか」ということでした。私達や保護者など周りの大人が相手方に直接話をすれば早く解決するかもしれないと思われる事例でも、どのようにして解決していくのかを最終的に決めるのは子ども自身なのです。私達大人ではありません。

友達に嫌なことをされていて誰にも言えず、やっとの思いで電話をしてきてくれた子どもが、話をしていくなかで、「できるかわからないけど、『やめてよ』って友達に言うようにがんばってみる」「まだ今は言ってもらわなくてもいい。もう少し様子を見てから……」等、回り道と思われても子どもが

「やろうとすること」を支援します。今まで相手に自分の気持ちを言うことなど考えてみなかった子どもが、相談して一緒に考えていくなかで「自分で試してみる」という気持ちになる。その結果「言おうとしたけどなかなか言えなかった・・・」ということになってしまっても、それも前進です。今までと違う自分に向けてほんのわずか歩みだす、ちょっぴり自信がもてるようになる、これが大事なことだと思います。もちろん、子どもやその子の置かれている状況によって、相談を継続してフォローしたり、救済・権利の回復のために事実の調査、関係者間の調整などをしたりしていきます。

どんな場合でも、一番大切に考えることは、「子どもがどうしようと考えているか」「子どもにとっての最善の利益になるのか」ということです。これは、「主体的に考えて行動する子どもが育つ」上で欠かせないことであり、家庭・学校・地域社会どこでも必要なことだと思います。

こころの鈴の果たしている役割の大きさと共に、日々、電話やメール・面接で「子どもの気持ち」を聴くことに心を砕いている調査相談員の重要さを痛感した1年でした。

昨年度は、「教職員等の指導・対応」に関わる相談が多くありました。私も、教職に就いておりましたので、相談内容が他人事とは思えず、「あのときの子もこういうことを思っていたのだろうか」「もっとこういう方法もあったのに」等、以前のことを反省したり子ども達に感謝したりしつつ、事例からたくさんの方のアドバイスをいただいております。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができることと約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

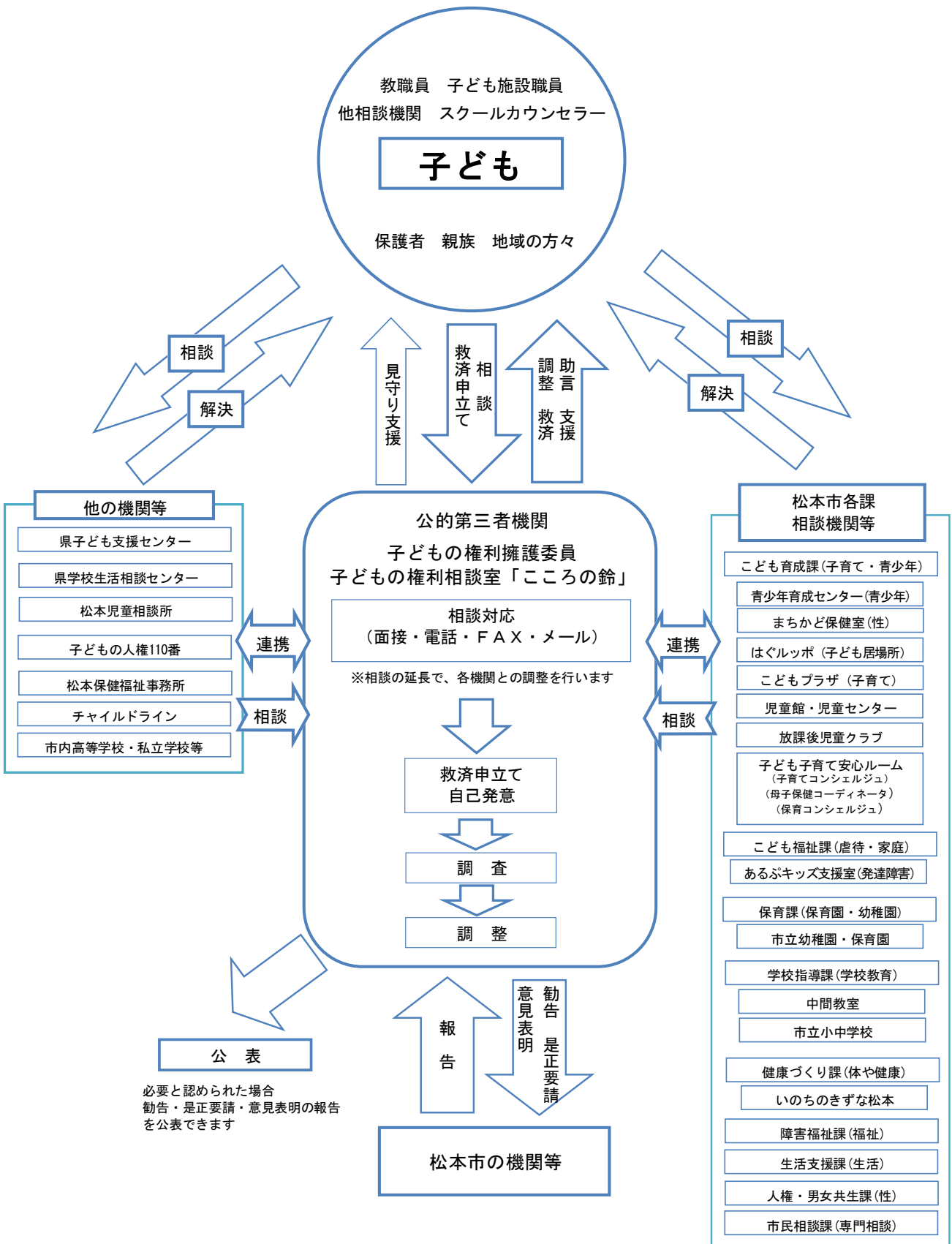
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任は妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する非常勤特別職 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 接 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ



Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

平成29年度の相談受付は延べ件数*¹395件、実件数*²135件でした（表1・図1）。

平成29年度は前年度に比べて、延べ件数が20件増え、実件数が22件減りました。

また、1件の相談に関しては、平均2.9回の相談があり、平成28年度が平均2.4回、平成27年度が2.6回であることから、今年度は微増しました。

1件の相談に対しての相談回数が増えたことにより延べ件数の増加と、昨年度からの継続相談が増えていることが特徴となっています。

年度	期間	相談件数			
		延べ件数	実件数		
			新規	昨年度継続	計
平成25年度	平成25年7月17日～平成26年3月31日	170	56	0	56
平成26年度	平成26年4月1日～平成27年3月31日	130	75	1	76
平成27年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日	368	136	4	140
平成28年度	平成28年4月1日～平成29年3月31日	375	146	9	155
平成29年度	平成29年4月1日～平成30年3月31日	395	113	22	135

表1：平成25～29年度 年度別相談件数

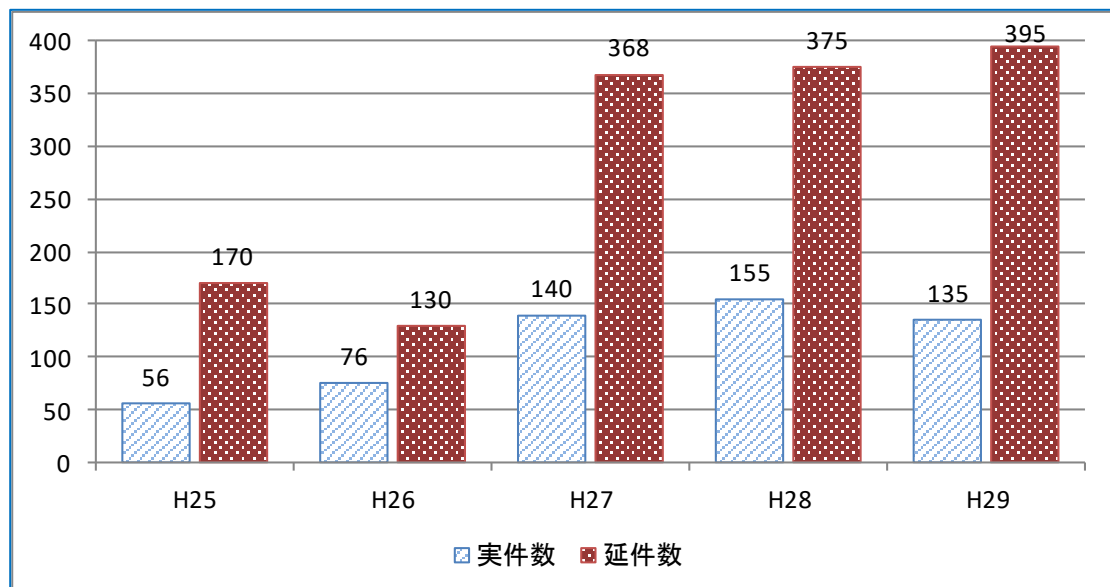


図1：平成25～29年度 年度別相談件数

*1 延べ件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延べ4件と数えます。

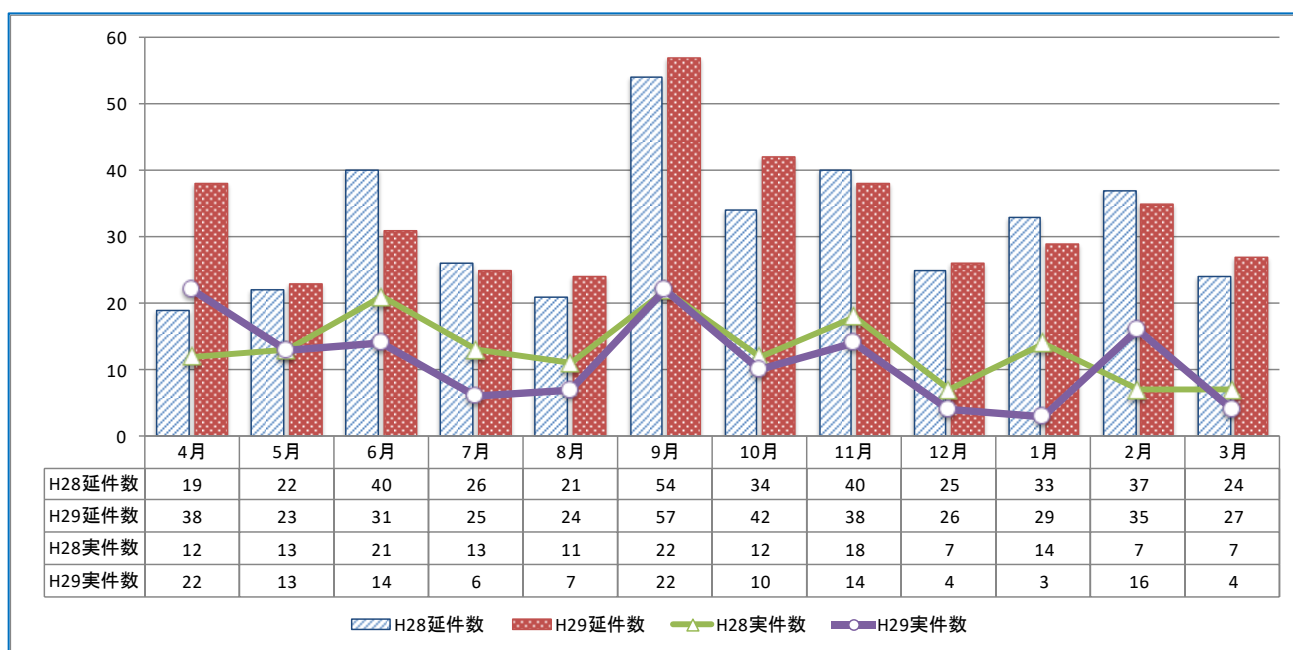
*2 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

2 月別相談件数

平成29年度の月別相談延べ件数は4月が38件、9月が57件、10月が42件と多く、また5月が23件、8月が24件と少なくなっています（図表2）。

これは、相談室周知用カードやこころの鈴通信の配布時期に影響されていることが考えられます。

また例年、相談件数は1学期6月ごろ、2学期は9月ごろ、3学期は2月ごろがピークで、長期休みには減少する傾向にあります。



図表2：平成28年度・29年度 月別相談件数（延べ件数・実件数）

3 相談者

平成29年度の相談延件数（395件）に対しての延べ相談者数*3は456人で、平成28年度に比べ40人増えています（表3・図3）。

平成28年度、平成29年度の相談者子どもの比較では、小学生が12名増え、中学生が26名減り、高校生は21名増えています。また、大人では母親が53名増えており、父親や祖父母が微減しました。

	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
平成28年度	45	70	34	30	180	21	34	2	416
平成29年度	57	44	55	34	233	12	15	6	456

表3：平成28年度・29年度 延べ相談者詳細(人数)

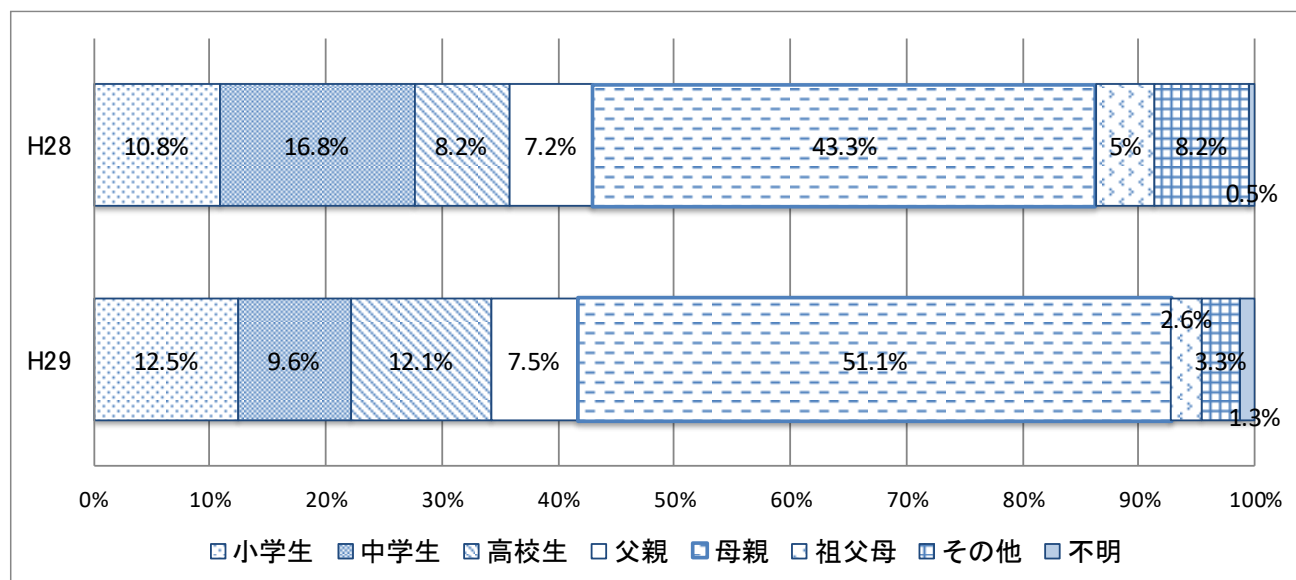


図3：平成28年度・29年度 延べ相談者詳細(%)

*3 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延べ件数との違いは、たとえば、1件の相談に複数で相談するなどがあるためです。子どもは学識別に分類しています。

平成29年度の相談者は、子ども156名(34%)、大人294名(65%)、不明6名(1%)となっています(図4)。

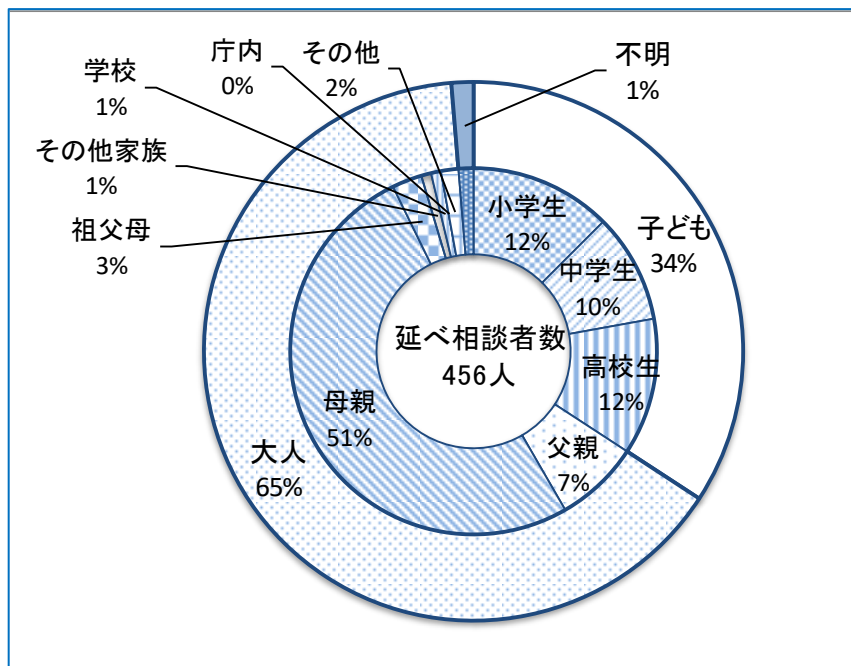


図4：平成29年度 延べ相談者詳細

初回の相談者は146人で、子ども55名(38%)、大人85名(58%)、不明6名(4%)となっています(図5)。

延べ相談者と初回相談者の割合を比較すると、子どもの相談者より、大人の相談者の方が継続して相談につながっていることが考えられます。

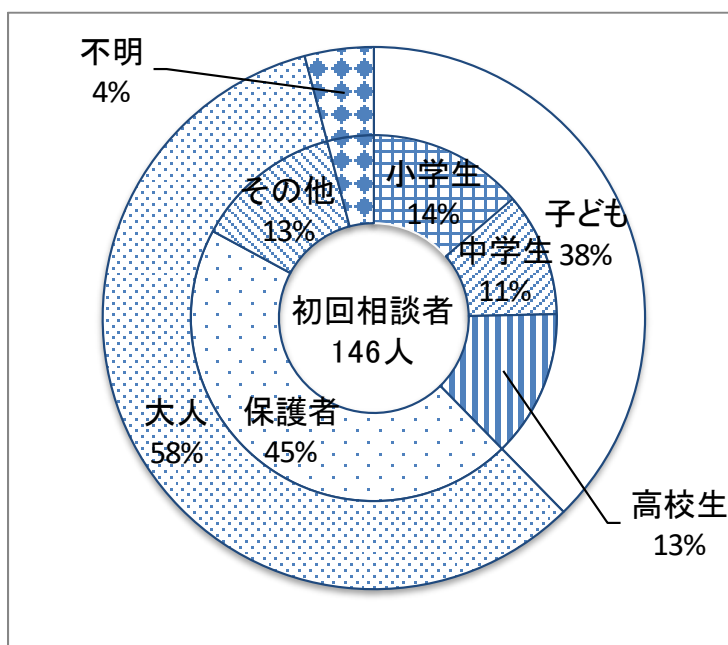


図5：平成29年度 初回相談者詳細

4 相談対象

相談延べ件数に対する相談対象*4は、小学生が177名（44％）で一番多く、続いて高校生が106名（26％）、中学生100名（24.9％）となっています（表4・図6）。未就学児は5名（1.2％）と少なく、昨年度に引き続き、小さなお子さんを持つ保護者への周知が課題となっています。

平成28年度と平成29年度を比較すると、平成29年度は小学生が58名増え、中学生が59名減っており、高校生が31名増えています。

	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
H28	7	119	159	75	14	3	377
H29	5	177	100	106	6	8	402

表4：平成28年度・平成29年度 延べ相談対象者（人数）

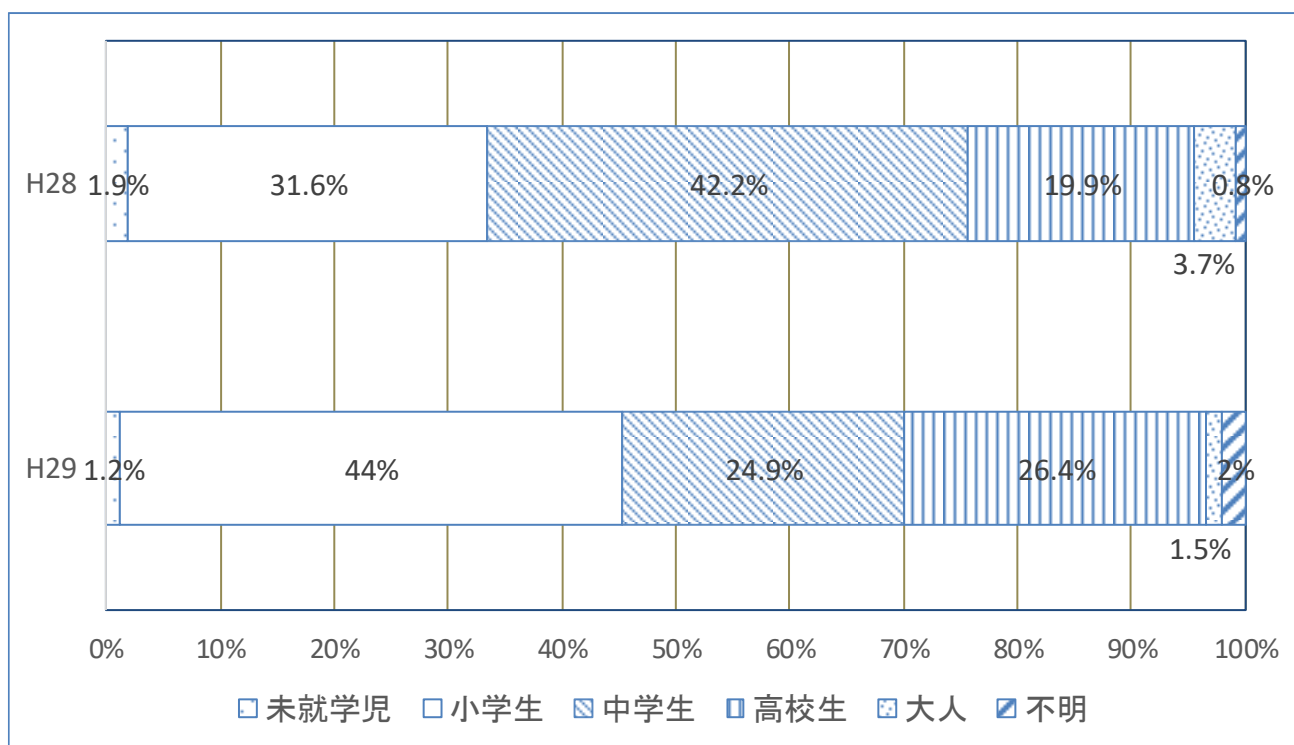


図6：平成28年度・平成29年度 延べ相談対象者（％）

*4 相談対象 … 相談対象者を学識別に分類しています。子ども（小学生、中学生、高校生等）は概ね本人が相談対象であり、大人（保護者等）は、対象者を学識別に分類します。

5 相談内容

平成29年度の延相談件数に対する相談内容は、教職員の指導・対応が118件（30％）で一番多く、続いて交友関係62件（16％）、心身の悩み49件（12％）となっています（図7）。これは教職員の指導・対応の相談回数が増えていることが原因です。

年度比較をすると、平成28年度は不登校23％、平成29年度は教職員の指導・対応30％で、相談が継続すると割合が高くなる特徴があります。

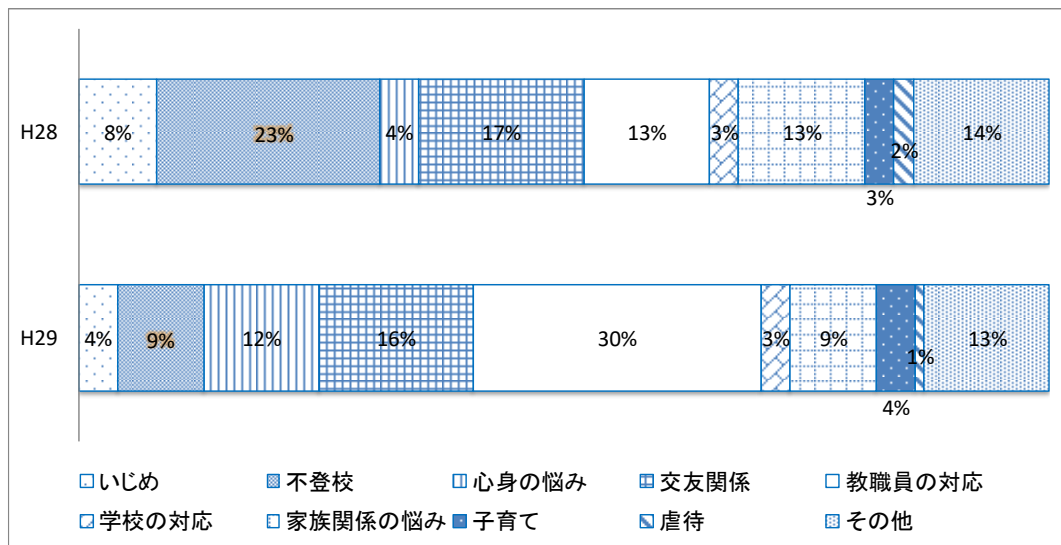


図7：平成28年度・平成29年度 延べ相談内容

子どもの相談内容は、交友関係48件が最も多くなっています（図8）。続いて教職員の指導・対応33件、心身の悩み21件、その他16件です。子どもたちは、友人や教職員との人間関係で悩む傾向にあります。

大人の相談内容は、教職員の指導・対応が83件で最も多くなっています。不登校が29件、家族関係の悩みが19件です。

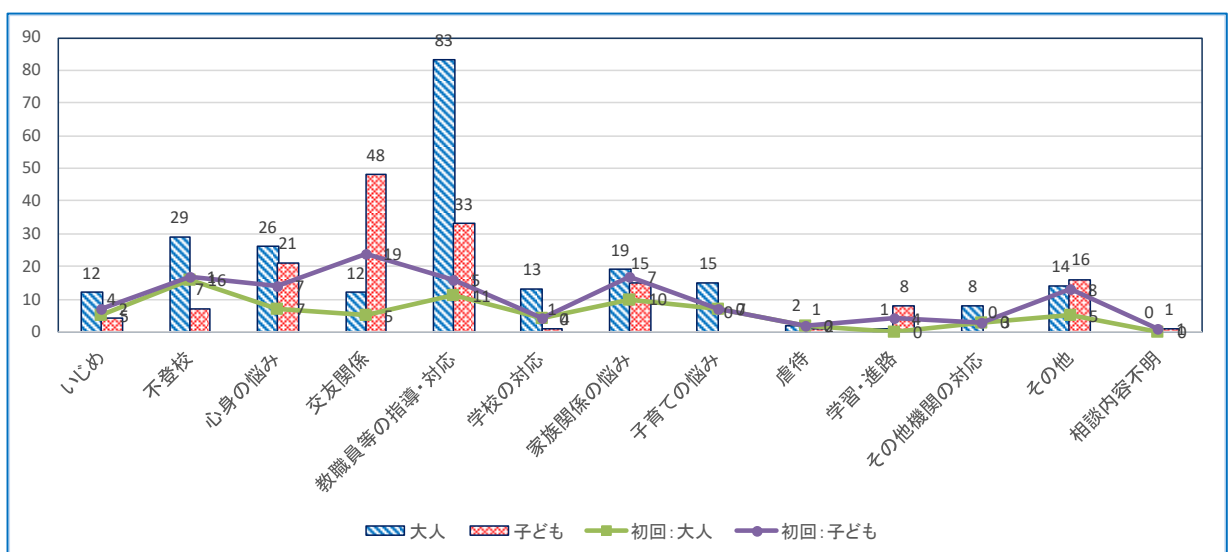


図8：相談内容（大人・子ども・初回大人・初回子ども）

6 相談回数

継続して相談する回数は平均2.9回です。

相談実件数に対して80件は傾聴助言等により1回の相談で終了しています(表5・図9)。相談回数の最高は、子ども：小学生23回、大人：母親25回となっています。

初回で相談が終了するのは、子ども34件(63%)、大人40件(60%)です。

また、調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向となっています。

また、子ども：中学生、高校生には、10回以上が継続しているものが3件あり、長期的な相談となるケースもあります。

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計
子ども	小学生	16	0	1	1	0	1	0	0	0	1	20
	中学生	10	3	0	2	0	0	0	0	0	1	16
	高校生	8	6	0	0	1	0	1	0	0	2	18
大人	父親	3	1	1	1	1	0	0	0	0	1	8
	母親	24	8	3	3	1	4	2	0	1	4	50
	祖父母	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	9
	その他	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	8
不明		6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
合計		80	21	5	8	3	5	3	0	1	9	135

表5：相談実件数における継続数

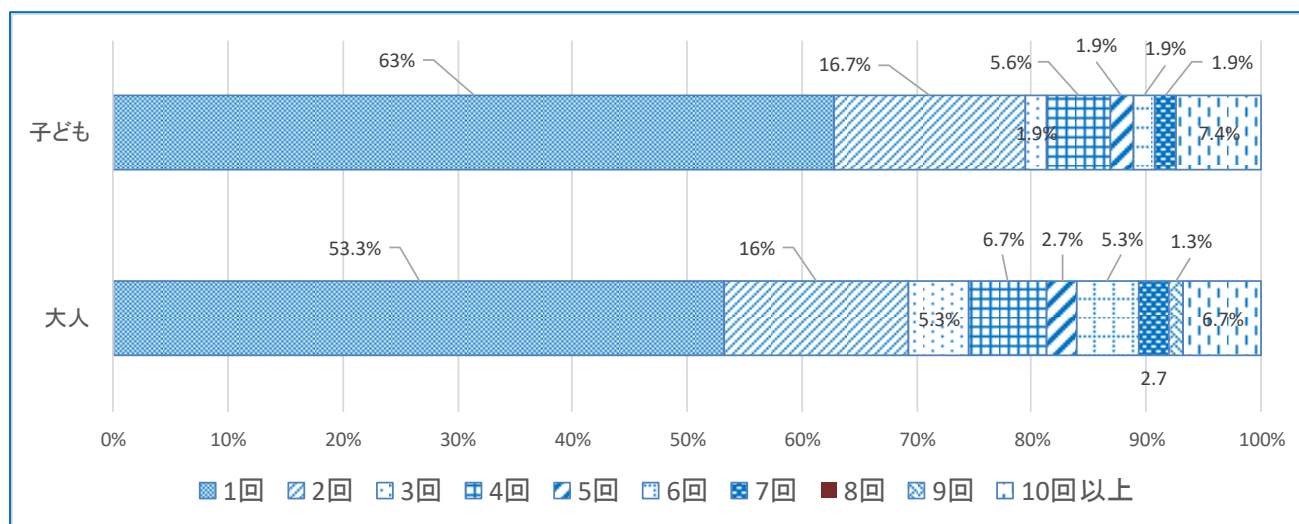


図9：相談実件数における継続数

7 相談方法

相談方法は、電話が284件（72%）、面接が85件（22%）、メールが26件（6%）です（図10）。その他FAX等での相談は0件でした。

平成28年度と平成29年度を比較すると、面接が30件（7%）増え、メールが21件（7%）減っています。

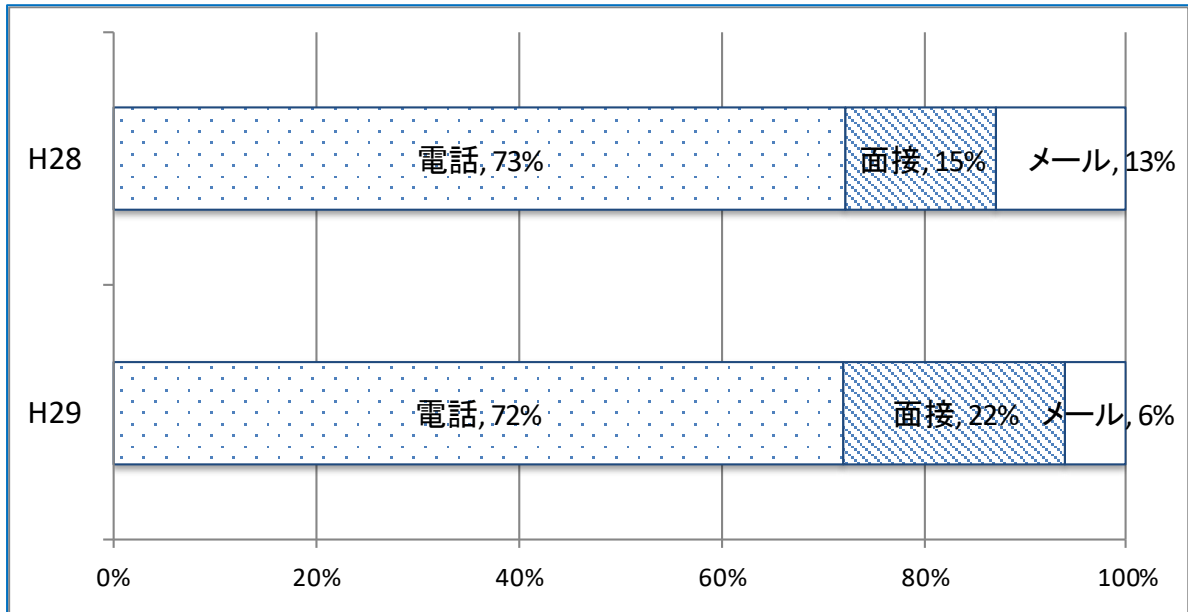


図10：相談延べ件数における相談方法

また、初回相談でも、子ども大人共に、電話での相談が多くなっています（図11）。

子どもは初回面接での相談が10件（8%）、大人は初回面接相談が9件（7%）となっています。

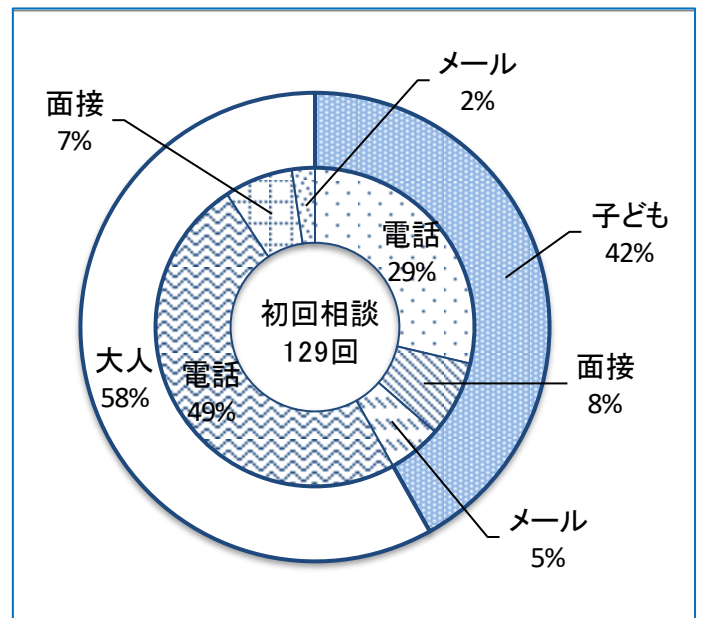


図11：初回相談における相談方法

8 時間帯別、曜日別

(1) 時間帯別相談状況

午後4時台(16:00～)が77件(20%)、午後5時台(17:00～)が76件(19%)で、ここが相談の多い時間帯となっています(図12)。

また、午後6時台(18:00～)は20件(5%)、午後7時台(19:00～)は12件(3%)と少なくなっており、金曜日に、この時間帯が利用できることを周知することが必要と思われます。

相談室開設時間外(その他)は47件(12%)で、メール等の相談が時間外になる傾向があります。

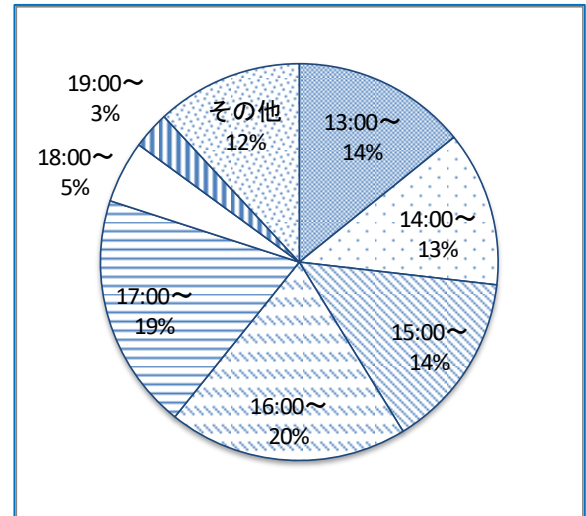


図12：相談延べ件数における相談時間帯

子どもの延べ相談における時間帯は、午後5時台(17:00～)が40件(26%)と多く、続いて午後4時台(16:00～)が35件(22%)となっています(図13)。

子どもたちは、学校の放課後午後3時以降(15:00～)の相談が多い傾向となっています。

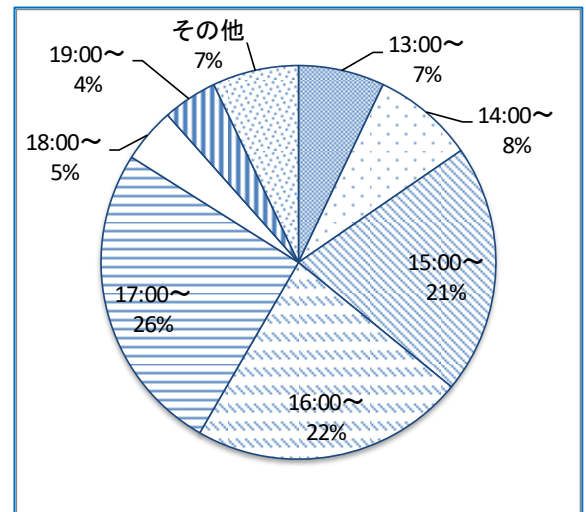


図13：相談延べ件数における相談時間帯(子ども)

(2) 曜日別相談状況

相談曜日は金曜日が109件(28%)で一番多く、続いて火曜日76件(19%)となっています(図14)。

土曜日が38件(10%)と一番少なくなっており、土曜日開設を、広く周知することが必要になっています。

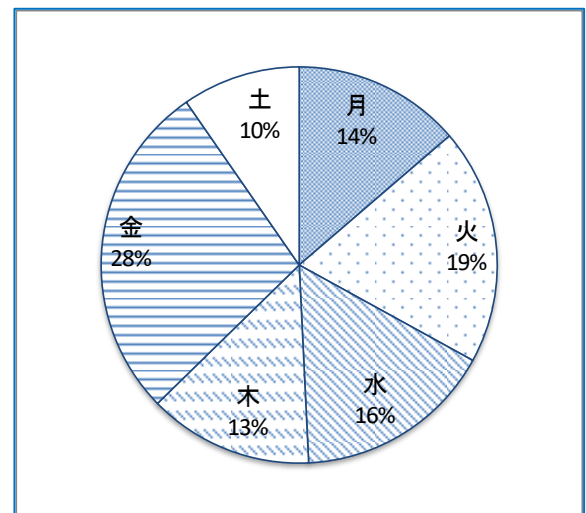


図14：相談延べ件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思をしっかりと聞いたり状況を確認したりすることから始まります。その後、子どもに関わる方々や各機関に、事実確認をしたり、専門性を生かした対応へのお願いをしたり、問題解決のため協力し合えるよう関係の修復などを行っています。

(1) 平成29年度の連携・調整状況

平成29年度は18案件について延べ96回実施しました（表6）。

平成28年度は22案件について延べ63回で、昨年度に比べ、案件数は減少しましたが、調整回数が増えています。

相談内容	連携・調整先									合計
	案件数	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	
いじめ	1				2					2
不登校	1				1					1
心身の悩み	2			2		24	3	1		30
交友関係	2	1			5	2		4		12
教職員の指導・対応	5	7		4	22	2				35
家族関係の悩み	3		1			3				4
子育ての悩み	2					3				3
虐待	1		3			3				6
その他	1							3		3
合計	18	8	4	6	30	37	3	8	0	96

表6：相談内容別 連携・調整先と回数

今年のバレンタインデーに、相談者の小学生から手作りチョコレートが届きました。



以下は（表7）、相談から連携・調整になった18件から抜粋した5件です。個人や調整先が特定できないように一部内容を変更して記載しています。

No.	相談対象	相談内容	相談概要	考察
1	小学生	教職員等の指導・対応	夏休み前、保護者より子どものクラスの様子についての相談があった。子どもから「このままのクラスの状態だと学校に行きたくない」と思いを聴く。擁護委員と市教育委員会と意見交換をし、クラスの様子を聴き、今後の対応について話し合う。市教育委員会や学校と協力をしながら、クラスの状態が概ね改善するまで経過を観察。平成30年度以降も、クラスについて様子を観察中。	クラスの状態を改善することは時間がかかる。クラスの状態がわからず、直接子どもの様子を見ることも必要だった。
2	小学生	教職員等の指導・対応	保護者より担任の指導が厳しく、子どもが学校に行きたがらないと相談があった。子どもと面接を数回して、担任の様子を聞き、どのように解決をしていくか話し合う。学校関係者と何度か話し合い、担任の先生とも話し合う。改善が見受けられず、擁護委員と学校関係者と話し合いをする。学年が上がり、担任が変わったことを確認する。	子どもの声を受け止めることができない大人への調整をすることの難しさがある。
3	小学生	交友関係	子どもと保護者から相談があった。子どもからクラスの様子を何回か聴く中で、担任が子どもの思いを受け止めてくれない様子がわかる。保護者もどうにか自分たちで解決しようとしていたが、担任に理解してもらえなかった。保護者とともに市教育委員会に相談をし、学校へ状況を伝え、また専門機関に相談をお願いをする。学年が上がり、クラス替えと担任が変わったことで状況が改善したことを確認する。平成30年度以降も、子どもを支援している。	子ども自身がどうにか前向きに自分で解決したいという思いがあったが、環境が変化しないと難しい。子どもの思いを受け止める大人の存在が重要なのでは。
4	中学生	家族関係の悩み	学校からの相談。学校へ訪問し、子どもから話を聴く。家庭の中でつらい状況であることを確認する。市行政機関の専門相談につなぎ対応を依頼する。その後、子どもの様子を学校、市行政機関で経過を観察。状況が悪化していないことを確認する。	子どもの権利侵害と家庭調整をどの様にすすめていくのが課題。
5	高校生	教職員等の指導・対応	子どもから部活の先生の不適切な指導について相談があった。相談を重ね事情を聴き、学校へ伝える時期等を話し合う。部活の大会等に配慮をして調整時期を決める。子どもの影響を考え匿名で調整をすることとなる。擁護委員が学校側に状況を伝え改善をお願いする。その後、先生が不適切な指導を認め改善を約束する。その後も子どもに部活の様子を聴き、状況が改善されていることを確認する。	学校も校内で検討をし、改善を約束。相談時間帯と子どもの相談時間が合わず、連絡に苦慮する。連絡方法などを要検討。

表7：調整概要

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て案件

平成29年度の救済申立て案件はありませんでした。

(2) 自己発意案件

平成29年度の自己発意案件はありませんでした。

参考資料：平成27年度、28年度、29年度 相談実績（延件数・実件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
平成27年度、28年度、29年度

(平成30年3月31日 現在)

■ 相談件数														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	実件数	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
	延件数	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	実件数	12	13	21	13	11	22	12	18	7	14	7	7	157
	延件数	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	実件数	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
	延件数	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395
■ 相談者数														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	小学生	2	6	8	1	1	0	2	2	2	0	0	0	24
	中学生	6	3	3	7	9	7	10	17	2	7	2	1	74
	高校生	0	0	1	2	0	1	19	12	0	3	9	0	47
	大人	11	18	30	39	29	28	16	17	11	18	13	14	244
	不明	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	計	19	29	42	50	39	37	47	48	15	28	24	15	393
H28	小学生	0	3	12	1	1	5	3	5	8	5	1	1	45
	中学生	6	2	7	4	4	6	5	7	4	9	11	5	70
	高校生	2	1	8	3	1	3	1	8	0	0	6	1	34
	大人	12	17	17	18	18	50	29	23	18	20	22	20	264
	不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	計	20	23	44	26	25	64	38	44	30	34	40	27	415
H29	小学生	1	2	1	3	6	11	5	8	7	8	3	2	57
	中学生	3	3	6	4	4	7	3	2	3	3	2	4	44
	高校生	4	3	4	0	0	6	7	4	4	11	8	4	55
	大人	28	14	21	20	19	38	35	30	21	15	29	24	294
	不明	2	1	0	0	0	1	0	1	0		1	0	6
	計	38	23	32	27	29	63	50	45	35	37	43	34	456
■ 相談方法														
年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	電話	13	22	23	34	24	26	36	21	12	12	9	8	240
	電子メール	2	2	14	4	8	2	8	22	1	9	10	1	83
	面談	2	2	3	8	6	4	2	2	2	4	4	6	45
	計	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	電話	15	17	28	25	16	43	29	25	17	23	21	14	273
	電子メール	4	1	7	0	0	2	0	10	3	7	10	3	47
	面談	0	4	5	1	5	9	5	5	5	3	6	7	55
	計	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	電話	29	15	27	19	21	45	29	24	18	19	23	15	284
	電子メール	5	6	1	1	0	5	1	1	0	0	4	2	26
	面談	4	2	3	5	3	7	12	13	8	10	8	10	85
	計	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容														
年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	いじめ	1	0	0	0	0	3	0	15	2	0	0	0	21
	不登校	0	0	1	6	2	6	6	7	2	7	2	5	44
	心身の悩み	0	3	13	7	4	1	3	1	4	6	5	1	48
	交友関係	2	3	4	1	1	1	6	10	3	0	10	0	41
	教職員の対応	0	0	0	9	4	5	0	0	1	7	0	2	28
	学校の対応	0	0	1	6	1	0	3	4	0	1	0	0	16
	家族関係の悩み	4	1	5	6	4	0	1	3	0	1	2	4	31
	子育て	0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	1	0	7
	虐待	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	6
	その他	10	17	13	9	20	16	27	4	3	0	4	3	126
	計	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	いじめ	0	1	0	7	3	3	2	4	7	0	1	1	29
	不登校	5	3	10	1	5	18	11	12	2	8	7	6	88
	心身の悩み	0	0	2	6	0	2	2	0	1	0	1	0	14
	交友関係	0	4	10	4	3	7	6	9	6	8	6	1	64
	教職員の対応	1	8	2	0	1	12	5	1	4	10	5	1	50
	学校の対応	2	0	3	0	0	2	0	0	0	0	3	0	10
	家族関係の悩み	7	2	6	1	4	1	4	6	5	3	6	3	48
	子育て	0	0	2	2	1	1	1	1	0	0	1	1	10
	虐待	1	1	0	1	1	1	0	2	0	0	0	2	9
	その他	3	3	5	4	3	7	3	5	0	4	7	9	53
	計	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	いじめ	0	1	0	0	0	4	2	2	0	0	1	5	15
	不登校	8	3	5	0	1	4	4	6	2	1	3	0	37
	心身の悩み	8	1	4	2	7	7	2	2	2	4	5	5	49
	交友関係	2	2	9	8	5	9	1	5	9	6	3	3	62
	教職員の対応	0	1	4	12	8	21	20	18	11	11	9	3	118
	学校の対応	1	3	1	0	0	1	0	1	0	0	2	2	11
	家族関係の悩み	4	4	6	1	1	4	2	0	0	0	6	6	34
	子育て	0	0	0	1	0	1	6	3	2	0	1	1	15
	虐待	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他	15	8	1	1	0	6	5	1	0	7	5	2	51
	計	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)

平成27年度、28年度、29年度

(平成30年3月31日 現在)

■ 相談件数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	実件数	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
	延件数	17	26	40	46	38	32	46	45	15	25	23	15	368
H28	実件数	12	13	21	13	11	22	12	18	7	14	7	7	157
	延件数	19	22	40	26	21	54	34	40	25	33	37	24	375
H29	実件数	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135
	延件数	38	23	31	25	24	57	42	38	26	29	35	27	395

■ 相談者		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	小学生	2	5	6	1	1	0	1	2	2	0	0	0	20
	中学生	2	0	2	1	2	1	7	2	1	1	1	0	20
	高校生	0	0	1	0	0	0	12	3	0	0	2	0	18
	大人	3	6	12	6	8	11	3	5	6	6	8	3	77
	不明	0	2	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	7
	計	7	13	21	9	11	13	26	12	9	7	11	3	142
H28	小学生	0	3	11	1	0	1	1	2	3	4	0	0	26
	中学生	2	2	5	2	1	1	2	7	2	4	2	2	32
	高校生	2	1	2	2	1	1	0	1	0	0	1	0	11
	大人	8	7	5	8	8	20	9	9	3	6	4	6	93
	不明	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
	計	12	13	23	13	11	23	12	20	8	14	7	8	164
H29	小学生	1	2	1	1	3	5	2	4	0	1	0	0	20
	中学生	3	2	1	0	0	4	0	1	2	0	1	2	16
	高校生	3	1	2	0	0	4	4	0	0	0	5	0	19
	大人	13	7	10	5	4	9	7	10	3	2	10	5	85
	不明	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	6
	計	22	13	14	6	7	23	13	16	5	3	17	7	146

■ 相談方法		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	電話	6	11	16	8	6	12	23	8	8	5	7	2	112
	電子メール	1	1	3	0	2	0	2	3	0	1	1	0	14
	面談	0	1	1	1	3	1	1	1	1	1	2	1	14
	計	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
H28	電話	11	9	19	13	9	19	12	15	6	11	4	5	133
	電子メール	1	1	1	0	0	1	0	1	0	3	1	0	9
	面談	0	3	1	0	2	2	0	2	1	0	2	2	15
	計	12	13	21	13	11	22	12	18	7	14	7	7	157
H29	電話	17	9	12	5	7	18	5	8	4	3	12	2	102
	電子メール	4	3	0	1	0	3	0	1	0	0	2	0	14
	面談	1	1	2	0	0	1	5	5	0	0	2	2	19
	計	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135

■ 相談内容														
年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	いじめ	1	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	6
	不登校	0	0	1	0	1	4	2	1	1	1	2	2	15
	心身の悩み	0	2	2	2	3	1	3	1	2	1	3	0	20
	交友関係	2	0	4	0	1	0	5	3	3	0	2	0	20
	教職員の対応	0	3	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	8
	学校の対応	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	4
	家族関係の悩み	3	0	2	2	2	0	1	1	0	0	1	0	12
	子育て	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	4
	虐待	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	その他	1	8	8	2	2	6	14	3	1	0	2	1	48
	計	7	13	20	9	11	13	26	12	9	7	10	3	140
H28	いじめ	0	1	0	1	1	1	1	2	0	0	0	1	8
	不登校	2	1	2	0	1	6	1	1	0	2	3	2	21
	心身の悩み	0	0	2	3	0	2	1	0	1	0	0	0	9
	交友関係	0	4	8	4	3	1	3	5	3	4	0	1	36
	教職員の対応	1	2	2	0	0	4	2	1	2	3	1	0	18
	学校の対応	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	家族関係の悩み	4	2	1	1	2	0	3	3	1	1	2	1	21
	子育て	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5
	虐待	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	5
	その他	2	2	4	2	2	5	1	5	0	4	1	2	30
	計	12	13	21	13	11	22	12	18	7	14	7	7	157
H29	いじめ	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	1	0	6
	不登校	5	2	2	0	0	2	0	4	1	0	2	0	18
	心身の悩み	4	1	1	0	2	3	1	0	0	0	3	1	16
	交友関係	1	2	5	1	2	5	1	3	2	2	1	0	25
	教職員の対応	0	1	1	2	1	4	1	3	1	1	1	0	16
	学校の対応	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
	家族関係の悩み	3	1	3	1	1	2	1	0	0	0	3	2	17
	子育て	0	0	0	1	0	1	3	1	0	0	1	0	7
	虐待	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	8	4	1	1	0	3	3	1	0	0	3	0	24
	計	22	13	14	6	7	22	10	14	4	3	16	4	135

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在をお知らせし、子どもの権利への理解と、相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード・通信配布

平成29年度は、カード及び通信(31頁～36頁)を子どもたちに配布しました(表8)。

配布時期	配布物	対象者・配布数
平成29年 4月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード 子ども用携帯カード配布へのお願い	市内小学校・中学校・高校 特別支援学校 全児童・生徒・担任の先生 約31,500枚 市内小学校・中学校・高校 特別支援学校 担任の先生 約1,400枚
8月	第7号 こころの鈴通信 小学生版／中高校生版	市内小学校・中学校・高校 特別支援学校 全児童・生徒・担任の先生 約31,500枚
11月	第8号 こころの鈴通信 小学生版／中学生版	市内小学校・中学校 全児童・生徒・担任の先生 約21,200枚
平成30年 1月	第9号 こころの鈴通信 小学生版／中高校生版	市内小学校・中学校・高校 特別支援学校 全児童・生徒・担任の先生 約31,500枚

表8：カード・通信の配布状況

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

こま^{とき}まっている時、うれしい時
 なんと^{だれ}なく誰かとはなしたい時 **こころの鈴**
 あなたの^{こえ}声をきかせてね

でんわ(むりよう)
0120-200-195

はな^しに^{ちか}きてね
 お城^{ちか}の近くです

メール
 kodomo-s@city.
 matsumoto.lg.jp

月~木 全曜日
 pm1:00~6:00
 金曜日
 pm1:00~8:00

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
 松本市役所大手事務所 2階 〒390-0874 松本市大手 3-8-13

裏

松本市は、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」をつくりました。
 「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子ども達を支えていきます。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

お車の方は市役所の駐車場をご利用ください。

大手事務所2階
 こころの鈴

松本城
 松本市役所

■ 担任の先生宛 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配布にあたっての依頼文

担任の先生方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カード
 配布のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
 新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒全員に、相談室周知用カードを配布させていただきます。
 相談室周知用カードを配布するにあたり、先生方から子どもたちへ、以下のことをお話しいただき、お渡しいたきますようお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること。
- どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができること。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は利用ができること。

子どもの権利擁護委員とこころの鈴は、子どもの権利条例の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え、実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携していきたいと考えています。
 子どもたちの成長のために、子どもたちの心に届き、心に残るような配布にご協力ください。

松本市子どもの権利擁護委員
 北川 和彦
 平林 優子
 石曾根 正勇

【発行】松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
 〒390-0874 松本市大手 3-8-12
 大手事務所 2階
 電話 0263-36-2505 (直通)

(2) 児童館・児童センター訪問

放課後、児童館・児童センターへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関する条例と相談室を周知する出前講座をおこないました（表9）。

No.	場所	1回目	2回目
1	浅間児童センター	6月16日	7月20日
2	あがた児童センター	9月15日	10月12日
3	菅野児童センター	10月25日	11月29日

表9：児童館・児童センター訪問先、訪問日

各児童館・児童センターに2回訪問し、子どもたちへ約30分の出前講座をしました。

子供の権利 寸劇で学ぶ

こころの鈴 菅野で出前授業

松本市子どもの権利 子どもの権利について、相談室「こころの鈴」寸劇で具体例を示しながらの出前授業が29日、同市菅野児童センターで「鈴」に相談できると開かれた。職員らが子どもも周知した。



寸劇で子どもの権利に理解を深める子供たち

寸劇では「主体的に成長する権利」と「安心して生きる権利」を取り上げた。児童約90人が見入り、小学生役

と両親のやり取りから周囲の意見を聞きながら自分も主張していることを確認し、友達に無視されたり、親にたたかれたりすると安心して暮らせないことなども学んだ。

菅野小学校4年生の岩上心南さん(10)は「仲間はずれはかわいそうで、やっぱりいけないことだと思った」と話していた。

前授業は本年度スタートし、浅間、あがたも開かれた。(鎌倉 希)

出前講座の様子

(出展：市民タイムス 平成29年11月30日号)



出前講座の様子 浅間児童センター

(3) 校内放送

昨年度に引き続き、11月の人権月間（週間）及び松本子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、市内小中学校全校で、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知するために、校内放送とこころの鈴通信第8号の配布を実施しました。

日程は、各学校の状況に合わせ、3回に分けて、お昼等の時間に行いました。また、原稿は放送委員等の子どもたちが読んで放送しました（放送原稿小学生版33頁、中学生版34頁）。

2 学校への広報・啓発

市内小学校28校と高校13校に相談員が自ら出向き、学校側と懇談して、子どもの権利に関する条例と相談室の周知を行うとともに、子どもたちへのカード及び通信の配布や、今後の連携について依頼をしました（表10）。

訪問月日	学校名	訪問月日	学校名
7月5日	源池小学校	7月26日	寿小学校
7月10日	中山小学校	7月26日	才教学園
7月10日	明善小学校	7月27日	山辺小学校
7月11日	筑摩小学校	7月28日	芳川小学校
7月11日	開明小学校	7月28日	安曇小学校
7月11日	梓川小学校	9月1日	松本県ヶ丘高等学校
7月12日	旭町小学校	9月1日	松商学園高等学校
7月12日	田川小学校	9月4日	松本工業高等学校
7月13日	並柳小学校	9月5日	松本美須ヶ丘高等学校
7月13日	開智小学校	9月5日	エクセラン高等学校
7月14日	鎌田小学校	9月6日	信濃むつみ高等学校
7月14日	島内小学校	9月7日	松本深志高等学校
7月14日	島立小学校	9月7日	松本蟻ヶ崎高等学校
7月14日	芝沢小学校	9月8日	梓川高等学校
7月19日	清水小学校	9月11日	松本筑摩高等学校
7月21日	岡田小学校	9月12日	創造学園高等学校
7月21日	本郷小学校	9月13日	秀峰中等教育学校
7月24日	四賀小学校	9月20日	松本第一高等学校
7月24日	波田小学校		
7月25日	菅野小学校		
7月25日	今井小学校		
7月25日	二子小学校		
7月25日	信大教育学部附属松本小学校		

表10：学校訪問一覧

4 市民（大人）への広報・啓発活動

各種研修会へ講師を派遣し、子どもの権利に関する条例と相談室への理解、相談室との連携をお願いしました（表11）。

また、市のホームページ及び広報誌等を活用した広報も行いました。

実施年月日	内 容
平成29年9月28日	「松本市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員会 研修会」 講師派遣 演題：松本市子どもの権利について 子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動について
11月11日	「第16回子どものこころとからだの問題を考える ～学校関係者と学校医のつどい～」シンポジウム講師派遣 演題：子どものチカラを信じて ～子どもの権利相談室「こころの鈴」の取り組みから～
11月18日	「第34回市青少年健全育成市民大会・松本子どもの権利の日市民フォーラム」講師派遣 演題：子ども一人ひとりが大切な存在 子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談・救済の実際
12月20日	『「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い ～第33回公民館研修集会 地域づくり市民活動研究集会～」第3分科会学習会』 講師派遣 演題：子どものチカラを信じて ～子どもの権利相談室「こころの鈴」の取り組みから～
平成30年1月16日	松本市教頭会 資料：『子どもの権利相談室「こころの鈴」のインターネットに関する相談実績について』配布
2月18日	『「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い ～第33回公民館研修集会 地域づくり市民活動研究集会～」第3分科会』話題提供 演題：「松本市子どもの権利に関する条例から学ぶ ～制定の背景や大切にしている理念等から～」
2月24日	「子どもの権利ファシリテーター養成講座3」講師派遣 演題：子ども一人ひとりが大切な存在 子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談・救済の取り組みから

表11：各種団体等への周知活動状況

松本で考える 子どもの権利

子どもの権利条例を設けている松本市は18日、子どもの権利について考える市民フォーラムを市波田文化センターで開いた。子どもたちの日頃の活動紹介をはじめ、相談の受け付けや権利侵害を受けた子どもを救済する活動の実態報告があった。市民ら約2000人が参加し、子どもを地域全体で支えていく大切さを確認した。



交流事業などの活動を報告した「まつもと子ども未来委員会」のメンバー

市民フォーラム 救済活動の実態報告

活動紹介では、中高生でつくる市子ども会の「ジュニア・リーダー会」の2人が、小学生を交えたリーダー講習を企画し、「友情の輪を広げている」と報告。小中学生と高校生が地域課題を話し合う「まつもと子ども未来委員会」の13人は、まちづくりや市のPRといった市長への提言や他市との交流などの取り組みを発表した。

市子どもの権利擁護委員の北川和彦弁護士（諏訪市）らも実態報告した。北川弁護士は、大会の規定により、市内で開かれた水泳大会に出られず精神的に苦しんだ子どもがいた事例を紹介。大会運営団体に配慮を求める初の意見表明をしたことについて、「子どもにとっての最善の利益を指している」と強調した。

市は2013年施行の同条例で11月20日を「松本市子どもの権利の日」と定め、これに合わせてフォーラムを開催。子ども未来委メンバーの松島中学校2年の胡桃沢実彩さん（14）は「子ども目線だから分かることを訴えていきたい」と話していた。

第34回市青少年健全育成市民大会・松本子どもの権利の日市民フォーラム

（出展：信濃毎日新聞 平成29年11月19日号）

青少年の健全育成へ団結

波田の市民大会に200人

松本市などは18日、学び、青少年健全育成波田アクトホールで、第34回市青少年健全育成市民大会・松本子どもの権利の日市民フォーラムを合同開催した。子供から大人まで約200人が参加し、子どもの権利について

学び、青少年健全育成活動を推進する機運を高めた。

「市子どもの権利に関する条例」に基づき開設している「子どもの権利相談室・こころの鈴」の相談や救済の実態報告があり、子ど

もの権利擁護委員制度の必要性も語られた。北川和彦さんが「話を聞く中で、子供が権



子どもの権利擁護の重要性について語られたフォーラム

第34回市青少年健全育成市民大会・松本子どもの権利の日市民フォーラム

（出展：市民タイムス 平成29年11月19日号）

■ 第7号「こころの鈴通信」（小学生版）

こころの鈴通信

松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

安心して生活するってどんなこと？

たとえば…

- 命を ⇒ 大切にす。ざれている
- 地震や洪水から ⇒ 守られる
- 自分らしさを ⇒ みとめてもらえる
- だたりたり、げたり ⇒ されない
- いじめを ⇒ うけない
- きやくたいを ⇒ されない
- いやなことを ⇒ されない
- ご飯を ⇒ 食べることが出来る

ケガのとき ⇒ あてを助けることができる

病気の時 ⇒ 病院に行く

自分の思いを ⇒ 言える、聞いてもらえる

夢を ⇒ 持つことができる

今回は、「安心して生きる権利」についてお話しします。

それは、戦争などがなく、平和や安全がある中で、子どものみなさんが、「差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること」を約束しています。

がまんや努力では変えられないことでもあります。勇気を持って、大人に自分の気持ちを伝えてみましょう。

松本のすべての大人は、子どもたちの安心を守っていきます。

クロスワードパズル

	A			D
		E		
			C	
			B	

A・B・C・D・Eのことばをならべよう、長野県出身の力士です。答えは、通信のどこかにあるよ。

子どもと一緒に考えてみましょう。

そして、子どもと一緒に考えてみましょう。

保護者の皆さんへ

夏休み、子どもと親しく過ごしましたか…

二学期が始まりましたね。また、学校での出来事、友達のこと、気になること、子どもと、子どもの世界の中でケンカして学んで大きくなっていきます。

日々の変化を見守りながら、いつでも、どんな事でも一緒に考えるよ！ってメッセージが伝わっている、子どもも安心して困ったときは自分から話してきます。

子どもと一緒に考えて、そして悩んだらお電話下さい、私も一緒に考えます。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 ことば部 ことば相談課 青成担当まで TEL 0265-34-3201

発行元：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

No.7 小学生版
平成28年9月22日

こころの鈴通信

こんなとき👍こころの鈴にでんわしよう
てんわ 0120-200-195（むりよう）

なんどなく学校へ行きたくない。

運動会の練習がにがてだ。

私だけひとりぼっちになることが多い。

授業中うるさくて勉強に集中できない。

友達にいい言われたい。

たんじょう日さにならなかつた。

なつやすみはゆっくり休めたかな。2学期がはじまりましたね。こころの鈴は、「子どものための相談室」です。わたしたちは、皆さんのお話をじっくり聞かれます。わたしたちが一緒に考えましょう。

8月は外遊びや地区の行事に参加できず、楽しかったことこの話も聞きますよ。どんなことでもいいので電話をしてみてください。

夏休みのお話、新しい目標を立ててはどうでしょうか。私は、1日10回がうらに「ありがとう」を言うことにしてみよう。みなさんが考えてみてほしいかがありますか？

メッセージ

4月より新しい権理委員の先生をお迎えしました。

私達には、毎日いろいろなことで悩んでいます。どうすればいいか困ってしまってもよぶとありますね。

そんな時こそ「こころの鈴」に電話をしてみてください。いっしょに考えましょう。きっと、心が楽になりますよ。

石倉正勇 先生
平林優子 先生
北川和彦 先生

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.7
中高生版
平成29年8月22日



こんにちは。夏休みは、どうでしたか？
湖や山に行って、真っ黒に日焼けした人もいますよね。
また、たくさん本を読んだり、勉強をがんばった人もいるでしょうね。
夏休みが終わって、先生や友だちに会うのが楽しみで登校できましたか？
気が重いこともあったかも知れませんね。
これから、こころの鈴では、みなさんからの相談やメールをお待ちしています。
あなたのこころの声をあげてくださいね。

こんな時👍こころの鈴に相談してみよう

夏休みが明けたらなんとなく学校へ行きたくない。
受験生だけ成績が下がってきて心配。
授業中うるさく集まって勉強に集中できない。
グループの中で良しだったのに、私だけひとりぼっちになる。

好きな子がいいんだけれどと…どついたら良い？
反だちにLINEで嫌なことを言われた。
進路を親が決めよう。

**こころの鈴では一所懸命に皆さんのお話を聞かせていただきます。すっきりした気持ちになりたい、解決策が浮かぶかもしれません。私たちが一緒に考えましょう。
秘密は守ります。名前や学校名は言わなくていいですよ。**

相談員からMessage
 他人に自分の思いや考えを話すことはとても大事なことで、納得があります。あなたの思いは誰にも知られません。一度電話してみてください。

秋が近くになるとふと思いが、「私ってどんな人？」自分「私」のことをほんとはよく知っているんですよ。でも、誰かに質問されてみると、これまで考えて見なかった「私」が見えてくるようになります。
「こころの鈴」はあなたとお話するのを待っています。

私達には毎日いろいろなことが起こります。どうすればいいか悩んでしまってもよくあります。こころの鈴に電話をしてください。一緒に考えましょう。きっと心が軽くなりますよ。

4月より新しい保護委員の石曽根先生をお迎えしました。

石曽根正勇 先生
北川和彦 先生
平林優子 先生

こころの鈴通信

松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

大切にしている権利の中から、今回は、「安心して生きるってどんなことだろう？」

たとえば…
 命を → 大切に、守られる。
 災害から → 守られる。
 差別を → されない。
 暴力を → うけない。
 いじめを → うけない。
 虐待を → されない。
 嫌なことを → できる。
 一服を → 買へることができる。
 侮蔑のとき → 適切な手をうけることができる。
 自分の思いを → 伝えることができる。
 自分 → 伝える。
 本音を → 考えることができる。
 ～自分のことを、見直してみよう～

特に大切にしている権利の中から、今回は、「安心して生きる権利」についてお話しします。

それは、戦争や紛争がなく、平和や安全が確保されている中で、子どもみなが、「あらゆる差別や虐待、いじめを受けずに安心して生きていけること」です。

自分の嫌なことをされない、いじめを受けない、理不尽な暴力や精神的、性的虐待を受けないことを約束され、安心して成長することを保障しています。

安心とは、「不安や心配がないこと」です。もし不安な時は、近くの信頼できる大人であるお父さんお母さん、先生や子どもの権利相談室「こころの鈴」などに伝えることで、子ども自身で解決する方法を考えていくことができます。

今、そこで起きている嫌なことが、自分の我慢や努力では乗り越えられないこともあります。皆さんが、勇気を持って、気持ちを伝えてみましょう。松本市の大人は、子どもたちの安心を守る責務があり、皆さんの前を支援していきます。

クロスワードパズル

1		3			
2	D			A	E
3					
4					
5			O		
6					B
7					
8					
9				F	

【クワカギ】
 1 私たちが住んでいる市。
 2 地球の裏面、水におおわれていない部分、地球表面積の約1/4。
 3 インフレーションで、夏の間割と激しく、冬になると食べ物の値が上がる。
 4 赤、緑、黒の色の黒い鳥、切った赤や黄色、源田の○○は有る。
 5 動物の中で最も脚が鋭い鳥、言語を学ばず、手を巧みに使える。

【白コのカギ】
 1 おみやげや商店も出て、にぎやか、花火もある。
 2 暑気や暑さを感じたり、嫌味を覚えるために、嫌いだり嫌いなもの、嫌いなものを手洗いや掃除機で洗われる時、点、線、斜線が混ざったもの。
 3 発音のOなんてもある。
 4 同音同義語、よく漢字検定に出てきます。
 5 こけい、七世の中はまっくら、相対性理論のこの電波が出てきます。
 6 日本語では「歴史、原、戦艦」らしい。

A～Fの6つのキーワードを並べた言葉が正解！高さが84mの電波塔、正解は通信のどこの鈴！

保護者の皆さんへ
 子どもと一緒に考えてみましょう。
 そして、子どもと一緒に考えてみましょう。

夏休み、子どもと話す機会ありましたか？
 中高生になると、もう、親とは話すことない…って感じの子どもも増えてくるかもですね。
 でも、子ども達は何も誰かに聞いてほしいことではない、日々日々の変化を見守りながら、「いつでも、どんなことでも一緒に考えるよ」ってメッセージが伝わり、子どもは心強いと思います。

松本市子ども権利相談室「こころの鈴」
 ～秘密は守ります～
 ● 受付時間月～木・土曜日 午後1時～6時
 金曜日 午後1時～8時
 ● 場所 松本中央図書館 3-8-13
 松本市役所大手事務所2階
 ● 電話相談 0120-200-195. (無料)
 ● 会って相談 こころの鈴までお越しください。
 ● メール相談 お電話ください。
 kodomo-society@matsumoto.lg.jp
 メールアドレス 4-743753000 → 0283-24-3301

【こころの鈴通信】についての問い合わせは 松本市役所 子ども権利課 担当まで TEL 0283-24-3301

発行元: 松本市子ども権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.8 小学生版 平成28年11月1日

児童のみなさんへ

「つらいな...」「かなしいな...」と思うことの中には、「子どもの権利」が守られていないことがあります。すこし勇気を出して「こころの鈴」に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。

たとえば、こんなことで悩んでいたら...

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で...

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- かなしいこと

習い事で...

- おこられること
- 先生や、コーチのこと

もう大丈夫！安心できたよ

困ったことがあれば、また相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守ります。

電話で・メールで・会って...

相談する

どんなことでも、まずは相談してみよう。

調べる・協力依頼

おなたの気持ちや意見をよく聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善を要請や意見表明をすることができます。

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～8時

電話で相談 ☎020-200-195 (フリーダイヤル)

メールで相談 kodomo@city.matsuyama.lg.jp

会って相談 松本市大正3-8-13 松本市役所大正事務所公開 までお越しください。

希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所子ども育成課 育成担当 (020-853-34-3391) まで

松本市役所子ども育成課より「松本市子どもの権利に関する条例」について以下の内容を3回に分けて放送します。「子どもの権利」について考えてみましょう。

第1回目 松本市役所子ども育成課からのお知らせです。毎年、11月20日は、「松本市子どもの権利の日」です。そこで、子どもの権利について、今日から8日間お知らせします。

第1回目の今日は、子どもの権利とは何か、お知らせします。いじめられたりせず、毎日元気に生活するために大切なものは、みなさんの「権利」が守られていることなのです。逆に、「権利」が守られていないときは、どんなお困りがあってもご心配が解かれないまま、友達や仲間はずれにされたりしてしまいます。権利は、自分だけでなく、まわりの人みんなにもあります。自分の権利だけでなく、他の人の権利を守ることにも大切にしてあげてください。

松本市は、「子どもの権利」を大切に、すべての子どもにやさしいまちをめざしています。

わたしたちが大切にしている「子どもの権利」は、次の4つです。

- ・ 自分が大切な存在であると認め、簡単に脅かすことができないこと
- ・ 権利は守られたい、力をふるわなければならない、いじめを受けたりしないこと
- ・ 一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められること
- ・ 遊びや学びをおして仲間づくりをし、社会に参加すること

子どもの権利について、少しわかりましたか？

今回は、子どもの権利に関する松本市の決まりについてお知らせします。

第2回目 松本市役所子ども育成課から、2回目のお知らせです。今回は、「子どもの権利」とは何か、みなさんにお知らせしました。「子どもの権利」とは、みなさんが元気に生活するために大切なものです。今日は、子どもの権利に関する決まりについてお知らせします。

松本市では、平成28年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」といって決まりをつくりました。この条例で目録になっているのは「すべての子どもにやさしいまち」で、次の6つが守られる「まち」です。

- 1 どの子どもも個性が守られ、本来持っている生き生きとした力を発揮しながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子どもも豊かな文化・自然・芸術・スポーツの活動などを通して、心豊かに育つまち
- 4 どの子どもも地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子どもも自由に学び、その成長のペースが守られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どももいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

今回は、「こころの鈴」についてお知らせします。

第3回目 今回は、松本市が「子どもの権利」の決まりをつくって、すべての子どもにやさしいまちを目指していることをお知らせしました。

今日は、「こころの鈴」についてお知らせします。もし、自分の生活の中で、「つらいな」「かなしい」と感じるものがあたら、一人で悩まず、お父さんお母さん、先生、友だちに相談してみてください。それでも困った場合は、子どもの権利相談室「こころの鈴」に相談してください。

「こころの鈴」は、子どものための相談室です。「こころの鈴」では、みなさんの気持ちを大切に、話を聞きます。秘密はかならず守ります。名前や学校名は言わずに大丈夫です。みなさんと一緒に、これからどうしようという良いアイデアを考えていきます。

相談の方法は、学校から配布された「こころの鈴 用紙」をお家の方と読んでください。

今日で、松本市役所子ども育成課からのお知らせは終了です。

3日間、子どもの権利について聞いてくれて、ありがとうございました。

松本市役所子ども育成課より「松本市子どもの権利に関する条例」について以下の内容を3回に分けて放送します。「子どもの権利」について考えてみましょう。

第1回目 松本市役所子ども育成課からのお知らせです。毎年、11月20日は、「松本市子どもの権利の日」です。そこで、子どもの権利について、今日から3日間お知らせします。第1回目の今日は、「子どもの権利とは何か、お知らせします。」

子どもの権利は、子どもが成長するために欠かすことのできない大切なものです。日本は、世界の国々子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けなく、子どもにとってもっとも良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれるがらからして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をまわっています。子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校など、どんな困難な状況にあっても、尊厳ある存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを脅かすような環境に参加することができません。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分がかかわるさまざまな成長していくことができます。

子どもは、自分の権利が大切にされる一方で、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊重し、子どもとおとなのより良い人間関係を築くことができるようになります。

松本市には、四季折々の豊かな自然と子どもたちの誇りを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。わたしたちは、この松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしい暮らしを築きます。

第2回目 松本市役所子ども育成課から、今日は、2回目のお知らせです。前回は、「子どもの権利」とはなにか、みなさんにお知らせしました。「子どもの権利」とは、子どもが成長するために欠かすことのできない大切なものです。松本市は、「子どもの権利」を守るため、平成29年4月「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

条例に基づき、松本市全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めるため、平成27年4月に「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を立てて取り組んでいます。

すべての子どもにやさしいまちは、どのようなものでしょうか。松本市では次のような6つの「まち」を目指しています。

- 1 どの子どもも大切に育まれ、認められ、成長する力を高めるがため、社会の一角として成長できるまち
- 2 どの子どもも安全に暮らし、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子どもも松本の豊かな自然・文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子どもも地域のつながりがあり、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子どもも自由に学び、そのための情報が得られ、支障を受けず、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どももいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても勇気を持って挑戦し、子どもを愛する人たちがまわりを導いてくれるまち

今回は、「子どもの権利保障、相談・救済」についてお知らせします。

第3回目 松本市役所子ども育成課から、3回目のお知らせです。今回は、「松本市子どもの権利に関する条例」についてお知らせしました。

今日は、「子どもの権利保障」、「相談・救済」についてお話しします。

- 1 主体的に成長する権利 自分が大切に育んでいると実感し、自分らしく成長すること
- 2 安心して生きる権利 差別、虐待、いじめを受けないこと
- 3 自分らしく生きる権利 一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められること
- 4 社会に参加する権利 遊びや学びをおおくりし、社会に参加すること

その他、条例では「子どもの権利」を保障するために、大人の役割を定めています。その他、条例では「子どもの権利」を保障するために、大人の役割を定めています。

もし、親子の間で、差別や虐待、いじめなどで、「子どもの権利が守られていない」と感じたら、一人で悩まず、周りの信頼できる大人や、行政に相談してみましょう。

それでも困った場合は、子どもの権利相談室「こころの鈴」に相談してみよう。

「こころの鈴」は、子どもの権利相談室、子どもの権利保障委員、みなさんの気持ちを最大限尊重して、話を聴きます。話を聴き、適切な対応を提案します。相談は必ず守ります。名前や学校などは言わずに済みます。一緒に問題解決を考えたいと思います。

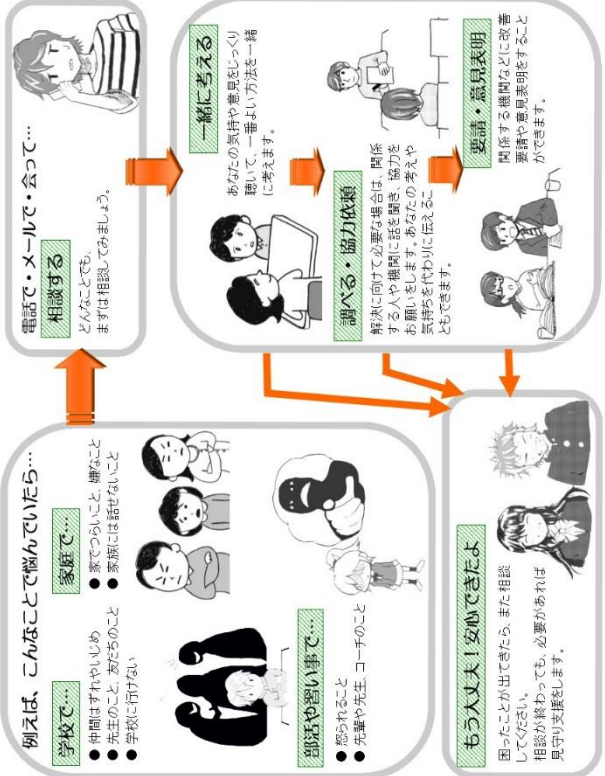
相談方法は、学校から配布された「こころの鈴 通信」をご覧ください。みなさん、ありがとうございます。

こころの鈴通信

No.8 中学生版 平成29年11月1日

発行元 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

生徒のみなさんへ
「つらいな」「悲しいな...」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。秘密は必ず守ります。



子どもの権利相談室「こころの鈴」

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成29年4月1日「松本市子どもの権利に関する条例」を制定しました。子どもの権利相談室「こころの鈴」は、条例第15条に基づき平成29年7月から開設しています。

子どもの権利相談室

- 受付時間 月～木、土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話相談 020-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo@city.matsumoto.lg.jp
- 来て相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階

希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所子ども育成課 育成担当(TEL:020-94-3391)まで

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.9
小学生版
平成30年1月15日



平成30年(2018年)新しい年になりましたね。
今年の干支は「戌(いぬ)」、十二支の11番目です。
干支の順番のいわれは知っていますか？(いわれとは、「理由」とか、「訳」です)
十二支について、調べてみるのも楽しいですね。
あなたの1年が、楽しいこと、うれしいことがたくさんあるよう願っています。

～いままで、こんなそうだんがありました～

きょう、たのしい授業がありました

たのしい授業、よかったですね。どんな授業
だったか教えてもらえますか。
たのしかったこと、ちょっとでも早く人に伝え
たかったですね。うれしいこと、たのしいに
と、一緒に喜べる、心(こころ)のエネルギーが増える
感じがしますね。私もうれしい気持ちになりました
すよ、ありがとう。

とどりの際の子が勉強のしやまをし
ます。

困ってしまいますね。どんなことをさ
れるのか、お話ししてくれますか。
お家の人や先生に話してお話をしてみました
私たちが一緒に先生に話していること
もできますよ。
どうしたらいいか、いっしょに考えま
しょう。

クロスワードパズル

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		A								
			D	E						

A・B・C・D・Eのこぼれをなぞって見よう。
昨年、横綱をやめました。答えは、通信のどこかにあるよ。

- 【チのかけ】
- 1 おいちやんのことを、ちゃんと言おう？
 - 2 紙を切ったりする道具。考えをまとめるよ
 - 3 ドラえもんを量った。電子・F・不二雄の職業は？
 - 4 ジュースなんかを売る自動販売機が長く言う？
 - 5 サッカーでゴールをOOO。投票で児童代表をOOO。
 - 6 東京は、むかしOOOと呼ばれていた。
- 【ヨコのかけ】
- 1 お笑いコンビのダウンタウンは、松本人志さんOOO塚城さん、こころの鈴の相談員も、OOOさんです。忘れない！
 - 2 OOOOは日本の一山！登頂は3716mです。
 - 3 朝寝坊、ブランチでゴンゴン。虫刺しにならないように！
 - 4 9 アメリカのお金はドル、日本のお金は？
 - 5 おどろきでやせ七郎争って勝った生動物は？
 - 6 アンパンマンに出てくるキャラクター、オレンジ色の服に角が1本、パイマンの友だちかな？

こころの鈴通信

松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

自分らしく生きて、
どんなことだろう？

たとえば、
自分を ⇒ 好きになる
自分を ⇒ たいせつにする
自分の ⇒ きもちや、いけんを伝える
自分の ⇒ ゆめやむくむく、あようせんする
自分が ⇒ らくにすごせる時間、
いばしょがある
自分で ⇒ かんがえる、決める。
自分と ⇒ ほかの人をくらべない。



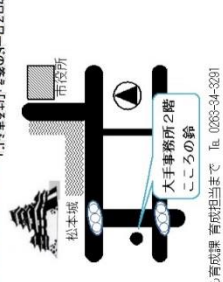
みなさんは、自分のどんなところが好きですか。
● 明るいところ ● おだやかなところ
● 元気なところ ● やさしいところ
● なびり強いところ ● やくそく守れるところ
● 人さわらわせることができること
など、いろいろ、あるでしょうね。

みなさんが、自分らしく勉強したり遊んだりする時
は、楽しいですね。反対に、自分を出せない時は
つらくありませんか。
人は、だれでも「自分らしさ」があります。とても
大切なものです。
松本市の大人は、子どもたちが自分らしさを大切
にして生活できるように見守っています。

保護者の皆さんへ

こころの鈴には保護者の方からの相談が6割程度あります。
こころの鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんの相談も子どもの成長を支援する
ために受け付けています。
相談は、子どもの不登校や交友関係、学校との関係などがあり、その背景には、子育てに対する
不安感や、家族関係のストレスがある場合もあります。
一人で悩まれ相談するところがなく、来られる方もあり、保護者の方々が孤立していることを実感
します。
こころの鈴は、保護者の方の気持ちをそのまま受け取り、実現するところではなく、その子に
とって今何が必要か、何が最善の道かを一緒に考えるところです。
ここに相談すると、すぐに解決できるような回答をもらえると思われかもしれませんが、解決でき
ないこともあります。
しかし一緒に考えることによって、保護者の方が次のステップを見つけていくことを支援していま
す。お電話をお待ちしています。

北川和彦
松本市子どもの権利相談員



- 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～秘密は守ります～
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
 - 会って相談 こころの鈴まで来てください。
来られない時は、お電話をください。
受付時間 月・水・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
 - 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 こども部 こども育成課 育成担当まで TEL. 0208-34-3281

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.9
中高校生版
平成30年1月15日

平成30年(2018年)新しい年になりましたね。
今年の干支は「戌(いぬ)」、十二支の11番目です。
戌の特徴は「勤勉、努力家」とあります。あなたの干支はなんですか？
あなたの1年が、楽しいこと、素敵なこと、たくさんあるよう願っています。

～今までに、この様な相談がありました～

授業中うるさくして勉強に集中できない

それは大変です。一所懸命に勉強したのに、集中できない。具体的などんな様子が話してありますか。そしてあなたにとって話しやすい、信頼している先生に相談してみるのはどうですか。あるいは同じように迷惑に感じているクラスメイトと一緒に先生に相談するのも心強いかもしれません。

この鈴の相談室が一緒に先生にお話することもできますよ。どうしたらあなたの思いが届くか一緒に考えてみましょう。

部活を続けるか迷っています

部活動が大変なのは、何か苦しいこと、切ないことがあるのかな、友人関係が、顧問の先生との関係が、まじりまじりして居ませんか。部活動を続けるにしても、やめたいにしても、あなた自身がかかり考えて決めてください。話し合ってみると、新しい方向が見えるかもしれませんよ。

- ★ クラスの雰囲気がいや、学校に行きたくない
- ★ 将来なりたいものが見つかからない
- ★ いろいろなことが不安だ
- ★ 今日、楽しい授業がありました
- ★ 受験勉強に集中できない
- ★ グループに苦手な人がいる

クロスワードパズル

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14

- *** ヒント ***
- 【十字のかぎ】
- 1 漢字で「年」前と書く、日本由来の、美意識の1つ。
 - 1994年から映画に出ている日本を代表する俳優、今年、初のアニメーションが公開予定です。
 - 個々に認って仕舞うことと「産」をOOで表すという。
 - 大好きな人にまつり、素敵なところがあるOOちゃん！
 - 北極星の有名な「ハーブ」スーパーストックで清涼感がある、お菓子や飲料に使われることもある。
 - 2016年に開催された「アニメーション」のイベント「アニメーション」。
 - カバンやバッグにならなくてもいい、ひとりで特別感のあるファッション。
 - OOは旅を学ぶ、上手の意味は、似たものの美しさなど。
 - なんにせよかなくて、ひまなことを得てあましている。

- 【十字のかぎ】
- 1 物を取るとともに考えられた、漫画「ONEPIECE」の中で、ワンピースが攻撃に使っていたよ。
 - 飛行機の座席は、エコミックス、OOOクラス、ファーストクラス。
 - かつて、田んぼや川にいた体長3cmくらいの身近な海水魚、今では絶滅危惧種です。
 - スマートフォンが共同設立した会社、iPhoneやiPadはこの会社が作られている。
 - OO日の出、OO影、OOもうで。
 - ティズニー・ベッカー映画「エンスタースター」のなかに出てくる、1つ目と2つ目の名前は何？
 - 容器の口を、別の物でふさぐものをOOという。「真い物」にOOをする「なんてことわざも、13 NOW!

A～Eの5つのキーワードを並べ、言葉が正解！ 昨年、継続を引継ぎました。答えは運指の中にあります。

こころの鈴通信

松本市子どもの権利に関する条例で、大切にしている権利ってどんなことですか？

自分らしく生きるってどんなことだろう？

たとえば…

自分の ⇒ 思いや考えを自分に合った方法で表現する
 自分の ⇒ 可能性に挑戦する
 自分が ⇒ 信じるものを大切にすること
 自分が ⇒ 自由に、ありのままに過ごせる時間と居場所がある
 自分で ⇒ 決めることができる
 自分で ⇒ 考える、人まねではなく、必要な情報や助言を得て、自分で考えたことに基づいて、自分を ⇒ 傷めない、見栄を張らない、卑下しない、尊大にならない、

～自分のごときを、見直してみよう～

今回は「自分らしく生きる権利」についてお話しします。

みなさんは「自分らしさ」を、どのように捉えていますか、自分が好きなことでしょうか。

「自分らしく生きる」とは、自分の好きなことだけやって生きていくことでしょうか。

そうではありません。人は誰でも、それぞれの性格や考え方を持っており、それを「個性」と言います。その個性は、他人から批判や否定されることなく尊重されるべきものです。

自分の思いや考えを、言葉や音楽や絵など自分に合った方法で表現したり、自分の夢や目標に向かって行動したりすることが、個性を表現して自分らしく生きることに繋がります。

- 他人に遠慮して、自分の思いや考えを言えない
- 人から嫌われたくないで、自分に無理をして生きる
- 松本市の大人は、子どもたちが自分らしく生きることが見守る責務があり、みなさんの育ちを支えています。

保護者の皆さんへ



こころの鈴には保護者の方からの相談がかなりの割合であります。こころの鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんの相談も子どもの成長を支えるために受け付けています。

相談は、子どもと不登校や交友関係、学校との関係などがあり、その背景には、子育てに対する不安感や、家族関係のストレスがある場合もあります。

一人で悩まず相談するところがない、来られる方もあり、保護者の方々が孤立していることを実感します。

こころの鈴は、保護者の方の気持ちをそのまま代弁したり、実現するところではなく、その子にとって何が必要か、何が最善の道かを一緒に考えるところです。

ここに相談すると、すぐに解決できるような回答をもらえると思われがちですが、解決できないこともあります。

しかし一緒に考えることによって、保護者の方が次のステップを見つけていくことを支援していきます。

お電話をお待ちしています。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市経済大手事務所2階
- 電話相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しください
- メールで相談 kodomo-s@city.matsunoto.lg.jp



「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市庁 ことまけ育成課 育成担当まで TEL 0263-94-3301

VI 研修・会議

1 研修について

相談室では相談員のスキルアップのために相談室内で研修を実施したり、他機関の主催する研修に参加をしています。平成29年度は6回の研修に参加しました（表12）。

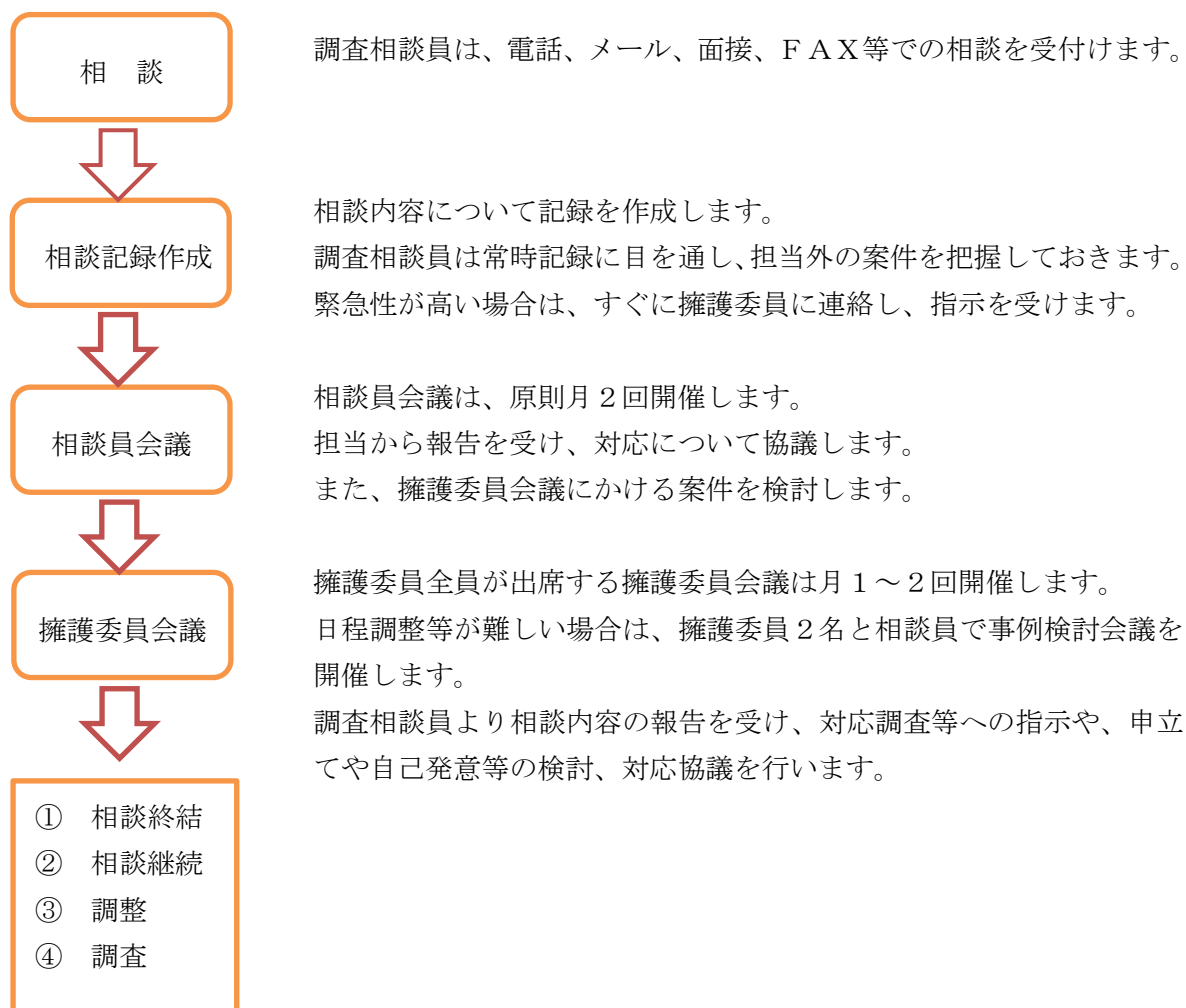
No.	月日	研修会	講師	出席者
1	6月8日	相談室研修① 「電話相談の特質と限界」		室長 相談員3名
2	6月9日	相談室研修② 「不登校について」	石曾根 擁護委員	室長 相談員3名
3	9月27日～ 29日	全国自治体シンポジウム 子どもの相談・救済に関する関係者会議 全大会、第一分科会		擁護委員1名 室長1名
4	12月26日	県子ども相談窓口の相談員研修会 「ラインを活用した若者向けいじめ・自殺 予防相談」「ライン相談にマッチした相談 技術」 「こどもの相談機関等連絡・連携会議」	関西カウンセリングセンター 宮田智基 氏	室長 相談員1名
5	3月5日	市思春期講座① 「子どもから寄せられる性に関する相談」 市思春期講座② 「実例で学ぶ、ネットトラブルの危険性と その対処法」	まちかど保健室 後藤裕子 相談員 筑摩野中学校 小川文徳 先生	相談員2名
6	3月16日	市思春期講座③ 「思春期の子どもとのかかわり方」	NPO法人 日本精神療学会 松本文男 理事長	室長

表12：研修参加一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

年51回開催しました。擁護委員会議は21回、擁護委員事例検討会議は6回、相談員会議は24回開催となっています(表13)。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	1	1	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	21
擁護委員 事例検討会議	1	2	2						1				6
相談員会議	2	1	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

表13：月別会議開催状況

3 意見交換等について

子どもの相談調整を円滑に行うために、様々な機関と意見交換をし、子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動へのご協力をお願いし、今後の活動につなげています。

(1) こども福祉課との意見交換

ア 開催日：平成29年6月1日

イ 場所：子どもの権利相談室「こころの鈴」

ウ 出席者：こども福祉課 3名、室長、相談員3名、事務局

エ 内容：

- こども福祉課、こころの鈴業務内容、相談状況について
- 虐待、非行が疑われる相談事例について
- 今後の連携について

(2) 教育委員会との意見交換

ア 開催日：平成30年2月15日

イ 場所：教育委員会室

ウ 出席者：教育長、教育委員4名、教育部長、学校指導課課長、学校教育課課長
こども部長、こども育成課長、擁護委員3名、室長、事務局3名

エ 内容：

- 子どもの権利相談室「こころの鈴」 相談実績について
- 相談詳細、調整事例、発意案件について
- 意見交換



意見交換会の様子

Ⅶ 子どもの権利相談室 ころの鈴 相談員よりメッセージ

「相談スタイル 子どもが主体！」

室長・調査相談員 塚原 文子

平成29年度の相談の特徴は、保護者と子どもと一緒に相談室へ訪れる面接の件数が増えたことです。それによって相談者の増加にもつながりました。

私は訪れる子どもたちに、まず笑顔で「お父さんやお母さんと一緒に話すほうが良いかな？ それとも最初は別々に話すほうが良いかな？」とたずねます。それは、保護者の方に「相談の主体は子どもである」ことを感じてもらい、そして子ども本人の緊張感を取り除き、子どもが「嫌々来ちゃったけど、なんか自分の話を聞いてくれそう」という思いを自然と感じ取れるようにと考えてのことです。その質問はとても大切です。

小学生が1対1で話す時には30分くらいが限界なので、その後は、好きなことをして遊んで自由な時間を持つようにします。ボードゲームやトランプや、絵を描いたりもします。一緒に遊ぶ中で、子どもの本質的なことが見えてくることもあります。大切なのは、何より子どもにとって相談室が安心できる場所だとわかること。「また話しても良いかな」、「自分らしくいられた」という思いを持ってもらえるように考えています。

高校生は小学生とは対照的で、「自分の話を聞いてほしい」という思いが強くあり、時間制限がなければ2時間くらい話をすることもあります。興味のあること、学校のこと、家族のこと、自分を苦しめていることなどを「うんうん」と聞き、少しとらえ方の変化を促すためにリフレーミングなどもして、「どうしたいの？」「どうなったら良いと思える？」という質問をします。相談が深まっていくと、未来に視点を置いた「3ヶ月後の自分はどうなっていると思う？」や、ころの鈴の関りに視点を置いた「私たちにどんなことを期待している？」という質問もします。最後に「まだ、話したいことがある？」と質問することもあります。

私の相談スタイルに共通していることは、問題に焦点を当てて様々な事象を聞き取り評価することではなく、解決に焦点を当てて子ども自身が考えることをサポートすることです。解決の主体は子ども自身です。少ない時間の中でしか相談の関りはなく、多くの時間は家庭や学校の中であり、そこで子どもたちは生活しています。子ども自身が解決する力を養っていけることが大切だと思っています。そして、直接は言いませんが「色々大変なことがあるけど、あなたには未来がある。一緒に考えよう。私はあなたの味方です」というメッセージを込めています。

そして、公的機関であるので公共性を考えると、一人の相談者に使える時間には限りがあります。しかし、子どもが相談したいという気持ちを尊重して、子どもが話をしたい時には遮らないことが一番大切です。子どもがやっとの思いでころの鈴にたどり着いたのに、周りの大人や友達との関係で苦しんでいるのに、一生懸命考えているのに、「こうしてみたらどう」という助言や、「もう時間です」とは簡単には言えません。

4年目を迎えた日々の相談の中で、「子どもと一緒に解決を考えていくプロセスが、ころの鈴の存在意義なのでは」と感じています。



「電話の向こうのあなたへ」

調査相談員 鎌 妙子

- Mちゃん、どんな新学期ですか？

4年生になりましたね。

あなたが「学校で、うれしいことがありました〜」って言っていた、弾んだ声がとても嬉しかったです。

国語が得意で、本が好きって言っていましたね。

友達とは、上手くいかないこともあるようだけれど、本の中には沢山の世界が広がって、いろんな人と知り合いになれます。

新しいことを知ることは、あなたの勇気と力になります。

ワクワクするような本に出会えることを願っています。

- Kさん、新しい学校はどうですか？

電話の向こうで泣いていたあなた、

友達から無視される、陰口を言われる、クラスにいることがつらい…と訴えるあなたの苦しさに胸が痛みました。

「いじめは悲しいこと」と言っていたね、「心を壊す…」って。

新しい環境を選んだことは、あなたの力です。

今は振り返らず、あなたの心を守っていくことが大切です。

いつかきっと、あなたがこのことを乗り越えていくこと、信じています。

- Fくんのお母さん、お元気ですか？

ひとりで子育てを頑張っていたお母さん、

Fくんが「学校に馴染めない」ってこと心配していましたが、その後どうですか？

「彼は、優しいすぎるんです」って、言っていましたね。

優しいことは、一番大切な強い心です。

きっと彼は、自分の力で成長していきます、見守りましょう。

子どもって、大人が思うよりたくさん力を持っていますね。

おかあさんが不安になったら、またお電話ください。



「相談員として思うこと」

調査相談員 濱田 まなみ

松本市子どもの権利に関する条例第2章 第4条第1項第1号には、「かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。」とあります。主体的に成長していくことを支援するという事は、子どもに関わる大人としてどうすることかとよく考えます。

そして、思うのは「子どもの行動の決定を本人にさせる」ということです。つねづね自己決定と自己責任はセットではないかと感じています。自分で決めたことは、失敗をしても責任転嫁することはできませんし、失敗をしてもやりなおそうという気持ちもおこりやすいでしょう。うまくいくまで関心の継続があるでしょうし、そこに責任感も生まれるように思います。同じことでも親に言われてやった場合、失敗すると関心の継続は起きにくいでしょうし、やりなおすエネルギーも生じにくくなるのではないのでしょうか。自分で決めて、失敗してもやりなおす体験をすること。そこで人は成長するのかもしれない。

子どもの行動の決定を本人にさせるということは、宿題をするかしないか、ゲームの時間をどうするか、ささいなことと思われる日々の生活にも関わっていることです。ゲームの時間も親子で話し合っただけだと親は思っている場合も、子どもにとっては親が決めた時間に従わざる得ないと感じている場合もあります。ある小学生に家庭内で決めたゲーム時間はどうかと尋ねたとき、「ちょっと足りないかなと思うときもあるけど、まあいいかっていう感じかな」と答えた子がいました。この「まあいいか」が私はちょっと好きです。まあいいかは本人の納得感が表れている言葉だと感じるからです。本人と親が話し合っただけの折り合いが合った時間なのでしょう。ここには子ども自身の自己決定が表れている気がするのです。

子どもの権利相談室では、親からの相談もかなりの数に上がります。親はもちろん子どものことを心配して相談してくるのですが、親が問題解決をしてやりたいという思いを強く感じることもあります。子どもの問題を大人が取り上げるのではなく、子どもにとって一番よいことを一緒に考え、問題解決にすぐつながらなくても、子どもの決めたことを大切にでき、問題解決にいたるまで寄り添える相談員でありたいと常々思っています。



「相談員の活動を通して感じたこと」

調査相談員 山口 元弘

私が、相談員の活動を通して最も強く感じたことは、「子どもの気づきを、大人が認め励ますことで、子どもは変わる（成長する）」ということです。

今年度、多く受けた相談は、「子どもと教員の関係」「子どもと子どもの関係」に関するものでした。例えば、

- ・学級の中で嫌な思いをしている僕の気持ちを先生は聴いてくれない。
- ・僕は何も悪いことをしていないのに、同級生から嫌がらせをされる。

等です。また、「子どもと親の関係」についても考えさせられることがありました。

過敏な子どもは、学校の中での「関係」に過敏で傷つきやすいです。そして、過敏な親は、子どもが語る言葉に、色々な感情が高まります。「親と教員の関係」が難しくなる時は、そんな背景があるように感じます。子どもや親から相談を受けた場合は、極力、相談者の気持ちに寄り添い傾聴しますが、子どもや親が何もせずして状況が改善されることは当然ながらありません。

相談者の中に、子どもが自ら「行動を変えた」ことから新たな気づきを得て、その気づきを親が認め励ました親子がありました。母親の言葉では、「子どもは、今回のことで、逞しくなった。成長したように思う」とのことでした。私は、母子ともに、素晴らしい体験学習をされたと感じました。人は、誰もが、ものを感じる（考える）際の自分のモノサシ（認知）を持っています。大人のストレスマネジメントでは、「認知を変える」⇒「感情が変わる」⇒「行動が変わる」という流れが一般的なセオリーですが、子どもの場合は、「行動を変える」⇒「感情が変わる」⇒「認知が変わる」という体験が非常に貴重なのではないかと思います。そして、この体験の過程で、子ども自身が得た「気づき、学び」を大人が認め励ますことで、子どもの心の中に「自尊感情」「自己肯定感」が育ってゆくのだと考えています。

子どもにとって、自分の気づきを認め励ましてくれる「意味と価値ある大人」は、まずは「親」でしょう。「祖父母」のこともあります。「学校の先生だ」という子どもも多くいると思います。そして、我々相談員も、相談を寄せてくれる子ども自身の「体験からの気づき」を認め励ますことができる「意味と価値ある大人」でありたいと思います。松本市の子どもたちが、「子どもの権利」である「自分らしく生きるとは、主体的に成長するとはどういうことか」を自分で考えると同時に、この難題を親子でも考える「対話」をして貰えたら嬉しいです。



子どもからのプレゼント



参考資料

松本市子どもの権利に関する条例

松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成29年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを

支援します。

- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

- 2 権利の日は、11月20日とします。
- 3 市は、権利の日にあわせて事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

- 2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。
- 3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱し

ます。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの

権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

（子どもにやさしいまちづくり委員会）

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

（1） 推進計画に関すること。

（2） 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（3） その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

（提言やその尊重）

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が

定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て（以下「申立て」といいます。）は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書（様式第1号）を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書（様式第2号）に記録しなければなりません。

（調査）

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

- (1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合
- (2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合
- (3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第3号）により通知しなければなりません。

（調査の中止など）

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や

前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

（市の機関に対する調査など）

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

（市の機関以外のものに対する調査など）

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

（相談室の設置など）

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目18番13号に設置します。

（相談室の利用日、利用時間など）

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

- 2 相談室の休室日は、日曜日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

(子どもの権利相談員)

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1年以内とします。ただし、7回まで更新することができます。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

(会長及び副会長)

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

(会議)

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

(委員)

第17条 条例第23条第3項の規定により市民のなかから委嘱される委員は、公募によるものとします。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則(平成27年3月31日規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(あて先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日	年 月 日
	申立ての原因となる権利の侵害があった場所	_____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等	
	氏名	_____
	年齢	_____ 歳
	学校名等	_____
	住所	_____
	電話番号	_____
4	他の機関への相談・申立ての有無	有 ・ 無
5	添付資料の有無	有(枚) ・ 無
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署)_____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 平成 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由	
備考	

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

平成 年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項 調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容
備考

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

◆ 平成29年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	期 間	職 業 等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日～	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日～	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日～	教育関係者
室長 調査相談員	塚原 文子	平成27年4月1日～	
調査相談員	鎌 妙子	平成27年4月1日～平成30年4月30日	
	濱田 まなみ	平成28年4月1日～	
	山口 元弘	平成28年9月1日～平成30年3月31日	

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課育成担当

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階

電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 「こころの鈴 活動報告書 2017」
平成30年7月 発行

発行：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13 松本市役所大手事務所 2階

電話：0263-36-2505

FAX：0263-34-3183

メール：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話：0120-200-195

